

第百八十九回
国会

参議院災害対策特別委員会会議録第五号

平成二十七年六月十七日(水曜日)
午後一時開会

委員の異動

三月三十一日

辞任

高橋 克法君

補欠選任

柘植 芳文君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

秋野 公造君

古賀友一郎君

松下 新平君

野田 国義君

山本 博司君

委員

磯崎 仁彦君

高野光二郎君

柘植 芳文君

長峯 誠君

羽生田 俊君

馬場 成志君

舞立 昇治君

吉川ゆうみ君

大島九州男君

那谷屋正義君

水岡 俊一君

東 徹君

仁比 聡平君

田中 茂君

国務大臣

国務大臣
(内閣府特命担当大臣(防災))

山谷えり子君

副大臣

内閣府副大臣
大臣政務官
内閣府大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣府政策統括官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働省職業安定局雇用開発部長

農林水産省生産局畜産部長

農林水産省農村振興局整備部長

水産庁漁港漁場整備部長

経済産業大臣官房審議官

資源エネルギー庁資源・燃料部長

国土交通大臣官房審議官

国土交通省水管理・国土保全局長

国土交通省道路局長

観光庁観光地域振興部長

気象庁長官官房審議官

環境大臣官房審議官

防衛大臣官房審議官
笠原 俊彦君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○災害対策樹立に関する調査

(日本列島における主な火山の活動状況等に関する件)

(日米共同統合防災訓練に関する件)

(木曾三川下流域の海拔ゼロメートル地帯の浸水対策に関する件)

(口永良部島の噴火による避難者の支援に関する件)

(土砂災害防止対策の推進に関する件)

(東日本大震災の被災地における海岸堤防の整備に関する件)

(火山の監視・観測体制の強化に関する件)

○活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(秋野公造君) ただいまから災害対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る三月三十一日、高橋克法君が委員を辞任され、その補欠として柘植芳文君が選任されました。

○委員長(秋野公造君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

災害対策樹立に関する調査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、内閣官房内閣審議官持永秀毅君外十五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(秋野公造君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(秋野公造君) 災害対策樹立に関する調査を議題といたします。

日本列島における主な火山の活動状況等について政府より報告を聴取いたします。山谷防災担当大臣。

○国務大臣(山谷えり子君) 日本列島における主な火山の活動状況等について御報告いたします。

まず、口永良部島について、今回の噴火により、身一つで島を離れて不便な避難生活を強いられる被災者の方々に対して心からお見舞いを申し上げます。

口永良部島では、五月二十九日の噴火直後、地元屋久島町から全島に避難勧告・指示が発出され、町、県のほか、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の関係機関が連携して迅速な対応を行い、当日夕方までに在島者百三十七名全員の避難が完了しました。

政府としても、噴火直後から、関係省庁災害対策会議の開催、赤澤内閣府副大臣を団長とする政府調査団の派遣、政府現地連絡調整室の設置等により、一時帰島に伴う安全確保や仮設住宅の提供等について、町、県と一体となって取り組んでまいりました。

また、六月十三日には、総理が被災状況を把握するため屋久島町を訪問し、鹿児島県知事、屋久島町長等と意見交換を行うとともに、避難所を訪れ、避難状況の聞き取り、激励を行っております。

依然として火山活動が高まった状況が続いており、避難生活の長期化も懸念されています。引き続き、火山活動をしっかりと監視して正確な情報提供を行うとともに、避難された方々の生活支援、風評被害対策などについて、地元自治体とも連携し、関係省庁一体となって全力を尽くしてまいります。

大浦谷周辺については、五月六日に噴火警戒レベルが二に引き上げられ、地元の箱根町では直ちに大浦谷周辺の避難指示、立入り規制等の安全対策を実施しております。噴火した場合の影響は大浦谷周辺とされており、引き続き、地元自治体と連携して安全対策に万全を期すとともに、正確、迅速に情報発信してまいります。

御嶽山噴火災害については、六名の方が依然行方不明となっております。地元の長野県、岐阜県では、梅雨明けの捜索再開に向けて、六月十日、火山灰等の状況等を把握するための調査隊を派遣しております。捜索再開時には、地元からの要望に応じ、政府としてもできる限りの支援をしてまいります。

蔵王山については、四月十三日から火口周辺警戒が発令されていましたが、昨日解除されました。現在、地元自治体において、蔵王エコーラインの開通に向けた準備を行っているところであります。

浅間山については、六月十一日に噴火警戒レベルが二に引き上げられ、現在、山頂火口からおおむね二キロメートルの範囲を立入禁止し、安全確保を行っております。なお、昨日、ごく小規模な噴火が発生していますが、僅かな降灰が確認されているにとどまっており、噴火警戒レベルの変更はありません。

桜島については、平成二十二年十月十三日から噴火警戒レベル三が継続しており、現在、昭和火口及び南岳山頂火口から二キロメートルの範囲を立入禁止しております。本年五月八日には、昭和火口において爆発的噴火が発生し、弾道を描いて飛散する大きな噴石が三合目まで達するなど、現在も活発な噴火活動が継続しています。

我が国は、多数の活火山を有する世界でも有数の火山国です。昨年九月に発生した御嶽山の噴火災害も教訓にしながら、今後も引き続き火山防災対策の強化を図ってまいります。

○委員長(秋野公造君) 以上で政府からの報告聴取は終わりました。

これより質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。
○高野光二郎君 自由民主党、高知県の高野光二郎でございます。

私の質問となりますと、いつもは高知県のことが非常に多いんですが、今日は米軍を踏まえてオスプレイの話も聞かせていただきたいと思っておりますので、どうぞ御指導よろしくお願いを申し上げます。

先日、六月七日に開催された高知県総合防災訓練と連携をして、日米共同統合防災訓練が実施されました。その目的は、南海トラフ地震が発生した場合を想定し、防衛省が策定した自衛隊南海トラフ地震対処計画に基づき、実動訓練による自衛隊及び在日米軍並びに警察や消防、自治体等の防災関係機関との連携要領について訓練をして、自衛隊の災害対処能力の向上を図るものであります。

訓練には、約二千五百名が参加をいたしました。自衛隊千五百五十名、在日米軍十五名、警察、消防、自治体関係者千三百名です。当初はオスプレイが、航続距離も長くスピードも速くて、滑走路がなくとも離発着ができるので災害の支援には適しているという評価もありますが、まずは安全性の確保が大前提でございますので、今回の参加は見送られました。代わりに、在日米軍の救難ヘリUH60が二機参加し、一機は高知県の西の端、土佐清水市から高知市まで約百三十キロ、もう一機は東の端、室戸市から高知市まで約九十キロメートルを飛んで負傷者を運んでいただきました。

本県の海岸線は、東洋町から土佐清水市で七百十三キロあります。その東西を結ぶ唯一の道路が国道一本しかありません。間違ひなく、震災時には崩壊、水没して通行不能になります。海のすぐ近くに国道が走っています。高速道路 ありません。

振り返って、平成二十三年三月の十一日、東日本大震災発生時に日本政府は、当日に在日米軍による支援を正式に要請しました。在日米軍司令部

によれば、米軍は、人員二万四千五百人、艦船二十四隻、航空機百八十九機を投入し、トモダチ作戦を実施してくれました。食料、水、燃料、たくさんいただいたて、本当に、食料等の人道支援の輸送、行方不明者の合同捜索救助活動、障害物の除去、まさに米軍がトモダチ作戦をやっていたかかったら、もつともっと悲惨な状況になっていたと私も感じております。

そして、中央防災会議で、本年三月三十日に、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画が発表されました。南海トラフ巨大地震での死者数は三十二万人以上と言われております。これは東日本大震災の十七倍です。甚大な被害を受けると想定される静岡、愛知、三重、和歌山、徳島、香川、愛媛、高知、大分、宮崎の十県は重点的に支援を受ける重点受援県とされ、応急対策活動計画による広域応援部隊は、自衛隊十一万人、警察が一万六千人、消防が一万七千人を超える計画でございます。自衛官は今二十三万人です。で、全国の自衛隊の半分が被災三日目までに被災地に派遣される。まさに我が国の総力を挙げた支援となっております。

計画によれば、発生後、広域応援部隊が順次到着を始め、人員の三割が四国へ派遣される計画になっておりますので、単純計算すれば七十二時間後には三万人超の自衛官が四国に応援に駆け付けてくれる計画です。派遣規模は被災状況によるので一概には言えませんが、仮に高知県には一万人の応援が来るとしても、我が県は、南海トラフ地震が起きてから最悪のケースで五分以内に三十四メートルの津波が襲来すると言われており、四万二千の方が亡くなる想定をされています。さらに、それだけではなくて、三万六千人の重軽傷者が発生することになっております。一万人の自衛隊では不安です。

ここで何をさせていただきたいんですが、まず、山谷えり子防衛担当大臣にお伺いさせていただきます。東日本大震災を大きく上回る南海トラフ地震が発生した場合、米軍との連携の必要性

と有用性について、大臣の考えをお伺いさせていただきます。

○国務大臣(山谷えり子君) 東日本大震災では、米軍によるトモダチ作戦により、仙台北空港復旧のほか、艦艇やヘリによる捜索救助、救援物資などが行われたところでありまして、災害時の応急対策に非常に有効であったと認識をしております。こうした成果、教訓を踏まえて、平成二十四

年七月、中央防災会議の下に設置された防災対策推進検討会議において、大規模災害になれば、海外からの支援を円滑により広く受け入れることが不可欠、海外からの円滑な支援の受け入れ体制の整備を図るべきと提言をされたところであります。議員御指摘のとおり、南海トラフ地震は東日本大震災を上回る広域かつ甚大な被害が想定され、海外からの支援をより広く受け入れることが必要であると考えております。今年四月に改定された日米防衛協力のための指針においても、日本における大規模災害からの迅速な復旧に関する米国の支援について盛り込まれたところであります。また、平成二十七年年度総合防災訓練大綱においても、関係地方公共団体とともに、自衛隊と在日米軍等が連携した防災訓練を実施するとしていたところであります。御紹介いただいたとおり、今年七月、高知県と連携して、南海トラフ地震を想定した日米共同総合防災訓練が実施されました。

引き続き、このような取組を通じて協力の実効性を高めていく必要があると考えております。

○高野光二郎君 同じ質問を防衛省に聞かせていただきます。

次に、高知県での日米共同防災訓練について、訓練に石川政務官が参加してくれたようでございますが、実際に見ていただいたと思うんですが、米軍との共同訓練の意義と評価、そして課題があったらお伺いしたいです。よろしく願います。

○政府参考人(笠原俊彦君) お答え申し上げます。日米共同統合防災訓練は、平成二十五年十二月

に策定をいたしました自衛隊南海トラフ地震対処計画に基づきまして、実動における実効性を確保し、東日本大震災におけるトモダチ作戦を通じて得た経験も踏まえ、災害対処における米軍との連携を更に強固にすることを目的として行っており、これまでに三回実施をしております。本年六月七日には、高知県において南海トラフ地震を想定した日米共同統合防災訓練を実施したところであります。

その訓練内容としては、情報共有、被災者及び支援物資輸送、孤立地域への初動部隊空輸、洋上捜索救助、応急医療訓練などを行ったところであります。本防災訓練により、国難とも言える巨大災害となることが想定され、関係機関が一体となつて災害応急対策等に当たる必要がある南海トラフ地震について、自衛隊と米軍及び自治体との連携が深まったものと考えております。具体的には、米陸軍のヘリUH60二機でございますが、こちらが患者の搬送、初動部隊の輸送に係る支援を関係機関との連携を含めて確認をできたということは大変意義があるものと考えております。

実際に災害が発生した場合においては一人でも多くの人命救助を行うことが重要でありまして、このため、様々な機会を捉えて米軍との防災訓練を行い、連携を強固なものとしていくことが重要であると認識をしております。

○高野光二郎君 次に行かせていただきます。日米ガイドラインの見直しの評価についてお伺いします。

本年四月二十七日、日米両政府は、日米安全保障協議委員会、2プラス2にて日米ガイドラインを十八年ぶりに改定をいたしました。集団的自衛権ばかりがピックアップされて政治利用されがちですが、実はこのガイドラインの中に「日本における大規模災害への対処における協力」という項目があります。日米両政府は、日本における人道支援、災害救助活動に際して、米軍による協力の実効性を高めるため、情報共有によるものを含め、緊密に協力をする、米軍は災害関連訓練に参加す

ることができ、大規模災害への対処に当たつての相互理解が深まるとあります。私は、今回のこの有効な訓練の実現とこれからの防災訓練、また国民の生命と財産を守るため、米軍との協力にこのガイドラインが非常に大きな役割を担ってくれていると評価をいたしております。

冒頭紹介したように、南海トラフ地震では、陸路途絶が想定されている本県のような地域にて米軍のオスプレイを活用するなど、ふだんから米軍との連携を密にして実践的な訓練を実施する必要があります。

そこで、防衛省にお伺いします。

この新たな指針の見直しは、今後想定される大規模災害において日本の減災・防災対策にどう影響するとお考えなのか、被害の最小化に期待ができるかどうか。また、高知県のように被害想定の大きな自治体の防災訓練を米軍との共同訓練実施によつてどのようにつなげていくのか。さらに、米軍との協力を混乱した現場で速やかに円滑にするためにも、米軍と現地の自衛隊、警察、消防との作業分野のすみ分けが必要だと考えます。この件についてお伺いさせていただきます。

○政府参考人(笠原俊彦君) お答え申し上げます。

新ガイドラインにおきましては、先生からも今お話がございましたように、東日本大震災における日米協力の経験も踏まえつつ、日本における大規模災害対処における協力が記述をされたところでございます。

この新ガイドラインにおいては、米国は、大規模災害発生時に、自国の基準に従い、日本が行う災害救助活動を適切に支援、具体的な中身としては捜索・救難、輸送、補給等でございますが、これを行うとしており、また、災害関連訓練に参加等を行うことができ、これにより大規模災害への対処に当たつての相互理解が深まるとしております。この新ガイドラインの下で日米が訓練を含む取組を積み重ねることにより、今後想定される大規模災害時において米軍による協力の実効性が高

まり、迅速かつ効果的な災害救援活動につながるものと期待をしております。

今後の日米共同統合防災訓練の実施場所についてはまだ決定をされているものではありませんが、防衛省・自衛隊といたしましては、南海トラフ地震などの大規模災害に備え、被害が想定される自治体や在日米軍と調整し、引き続き、日米共同統合防災訓練内容が充実するように努力をしてみたいと考えております。

次に、事前の作業分野のすみ分けという点でございますけれども、南海トラフ等の大規模災害に對しましては、持てる装備を最大限に活用して、在日米軍、自治体や関係機関と協力して、一人でも多くの国民を救う体制を整えることが重要であると考えております。また、御指摘のとおり、災害対応においてそれぞれの機関の特性や能力を最大限発揮をして、不足する能力を補い、連携協力することが重要と考えております。

こうした観点から、平素より、在日米軍、自治体、関係機関及び自衛隊が連携した防災訓練を行い、実動における実効性を確保するとともに、有効な救援活動のための連携要領の確立を図ることが重要であると考えており、引き続き、日米共同統合防災訓練を始めとする防災訓練の内容が充実するよう努力をしてみたいと考えております。

○高野光二郎君 ありがとうございます。

この六月七日の県の防災総合訓練と米軍との共同訓練で、私も県民からいろいろお話を聞いたりだとか地元新聞の高知県民の評価を聞きました。その中で、若干やはりこういった防災訓練に自衛隊とか米軍の軍隊が来るのが怖いというような意見もあつたんですが、私はそれは絶対間違ひだと思つてます。さっき言ったように、東日本大震災とは比べ物にならない被害状況が想定をされます。

ちなみに、私、東日本大震災の三月の二十四日から六月半ばまで約三か月、被災地宮城県で滞在してあの状況を見てきました。本当に自分の命

だけじゃなくて周りの大切な命がなくなる、そういうときに向き合うときに守るべきこと、これに關しては政治が強力なリーダーシップを発揮して米軍との協力を是非とも推進をしていただきたい、願ひでございます。

それでは、最後に質問をさせていただきます。南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に關する計画についてお伺いします。

東日本大震災の経験を十分に踏まえ、救助や医療の部隊が、被害の全容把握、被災地から要請を待たずに直ちに行動することや、人命救助に重要な七十二時間を意識し、発生後の十二時間、二十四時間、四十八時間、七十二時間の四段階で全国から緊急輸送ルート、救助・救急、消防、医療、物資、燃料の応急対策を定めたタイムラインを設定しているなど、大変有り難いものでございます。この計画の実効性の検証のためには、この計画に即した訓練が必要だと考えております。南海トラフ地震が発生した場合、甚大な被害を受けると想定されている重点受援地のどのルートが寸断され、どのルートが使えるのか、県外から支援物資の輸送の問題、広域応援部隊の消防や警察、自衛隊、DMATの幹部の方々も実際に現場に来ていただきたい、事前に来ていただきたいということを要請、お願いをします。

高知県は、高規格道路が開通していないミッシングリンクがあります。いまだ計画段階、未着手の区間もあり、その整備率は五二％、四国でワースト一位、最低であります。まさに命の道であります。沿岸沿いの国道は一本しかありません。県の試算では、地域の防災拠点ですら道路開通まで三日以上掛かることが六十九か所もあります。この応急対策活動計画に基づいて、とりわけ被害想定の大きな四国地域において、国の関係省庁のみならず、都道府県、市町村、自衛隊、警察、消防などの実動部隊を含め、実践的な訓練を継続して実施していくべきだと考えますが、今後の具体的な訓練計画について、山谷えり子防災担当大臣にお伺いします。

○国務大臣(山谷えり子君) 南海トラフ地震に備え、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画に基づいて、国、地方公共団体、実動機関など、関係機関が連携して実践的な訓練を行うということは極めて重要だと考えております。

四国地域については、平成二十七年年度総合防災訓練大綱に基づき、来年の一月に、国の関係機関、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の四国四県並びに警察、消防、自衛隊等の実動機関などの参加の下、四国緊急災害現地対策本部運営訓練を実施する予定です。この現地対策本部運営訓練では、災害時の初動対応として、具体計画で定められた緊急輸送ルートの通行確保、救助・救急、消火活動、医療活動、物資供給、燃料供給等の活動を整合的かつ調和的に行うための訓練を各県でそれぞれ実施する県災害対策本部運営訓練と連携して行うこととしております。

こうした訓練を今後も毎年継続して行うことによりまして、災害発生時における関係機関の適切な役割分担の確認や平時からの相互の連携強化を図ってまいります。また、訓練の実施により明らかになった課題については、次の訓練の改善点として、より実践的、効果的な訓練となるよう不断の見直しを図ってまいります。

○高野光二郎君 ありがとうございます。

質問は以上でございますが、先ほど、お昼に全国高速道路建設協議会がございました。私も行っておったんですが、その第七期の会長に本県の尾崎正直知事が今日をもって就任をすることができました。また、その同じテーブル、来賓席で、自民党の道路調査会の山本有二先生、そして参議院の国土交通委員長の広田一先生、御同席でありました。

本当に、高知県の道路、全国的に見ても、さっき言ったように、高速道路は四国でも最低、市町村道路は改良普及率は全国ワースト三位、都道府県道は全国ワースト一位なんです。やっぱり、命の道ということもありますので、今日は赤澤副大

臣にもお越しをいただいています、道路に対しては大変いろいろな御指導をいただいておりますが、是非ともそういった防災の観点からも、なお一層、より御理解のほど、御指導をよろしくお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○吉川ゆうみ君 自由民主党、吉川ゆうみでございます。本日は、災害対策特別委員会にて質問の機会をいただきました、誠にありがとうございます。

昨今、火山噴火そして大雨や突風など大変深刻な被害が多発し、不安な中で生活をされていらっしゃる方々が我が国の中に大変大勢いらっしゃると思います。まずもお見舞いを申し上げますとともに、避難生活を強いられている方々が一日も早く元の暮らしに戻り、安心して生活していただけるよう、心よりお祈りを申し上げます。

そういった意味でも、私も災害対策特別委員会の委員といたしましては、国民の命と暮らしを守る防災・減災の対策を早急に取りまとめ、実行していくことが急務であるというふうに考えております。本日は、そのような観点からも幾つかの質問をさせていただきたいというふうに思います。

初めに、海抜ゼロメートル地帯のリスクについてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

私の地元、三重県の北部、桑名市と木曽岬町は、三つの一級河川、揖斐、長良、木曽川が交わる木曾三川の下流域にございます。我が国最大のゼロメートル地帯である濃尾平野に位置し、このようなゼロメートル地帯におきましては、南海トラフのような巨大地震あるいは台風に伴う高潮などにより、もし堤防が決壊することがあれば、その浸水範囲、また浸水の期間、これは非常に長く、甚大な被害を被るということが想定をされております。

五十六年前、一九五九年九月二十六日の伊勢湾台風においては、死者、行方不明者は五千人を超

え、三万一千ヘクタールという広大な地域が浸水をいたしました。浸水が完全になくなるまで三か月以上を要した地域も多くございます。

南海トラフ巨大地震において、津波がダイレクトに来る、被害を及ぼすというリスクは私どもの地域は少ないというふうに想定はされているものの、地震による地盤沈下あるいは浸水、高潮などに起因する堤防決壊などにより甚大な被害が想定されるといえることがございます。

このような大変大きなリスクを抱えるこのゼロメートル地帯に対して、対策の重要性についての山谷防災大臣の御見解をお伺いできればというふうに思います。

○国務大臣(山谷えり子君) 委員御地元の桑名市を始め三重県北部から愛知県にかけての一带は我が国最大のゼロメートル地帯でありまして、昭和三十四年の伊勢湾台風では、委員がおっしゃられました五千名余りの死者、行方不明を出す大災害となりました。

この伊勢湾台風の被害を契機として、我が国の災害対策の根幹となる災害対策基本法が制定されるときにも、伊勢湾を始め全国の堤防整備も本格的に進められるということになりました。しかしながら、その後、濃尾平野では地盤沈下が進行したことや人口、資産の集積が進んだことから、万が一、堤防の決壊等により浸水すると、伊勢湾台風以上に甚大な被害となるおそれがあります。

このようなこともありまして、昨年六月に、濃尾平野のゼロメートル地帯に係る国会議員及び三県の知事から、当該地域における防災・減災対策の強化等を内容とする提言書をいただいております。

内閣府としては、この提言書を踏まえ、国土交通省、消防庁、農林水産省とともにゼロメートル地帯関係省庁連絡会議を開催しまして、去る三月末に、濃尾平野のゼロメートル地帯における堤防の老朽化対策、耐震・液状化対策等のハード対策と避難対策の推進等のソフト対策について取りまとめたところであります。

濃尾平野のゼロメートル対策については非常に重要なものと認識をしております、今後関係省庁と連携し、より一層の推進を図ってまいります。

○吉川ゆうみ君 山谷大臣、本当にありがとうございます。

ゼロメートル地帯のリスク、これに対して対策の重要性を大臣に非常に深く御認識をいただいておりますこと、大変有り難く、御礼申し上げます。そして、ハード面とソフト面からの今後の対策ということを御検討いただいていることで、こちらは大変有り難く存じますし、昨年、私も提出をさせていただきましたゼロメートル地帯のリスクに対する提言書の内容も御存じいただいていること、本当に有り難く思います。どうぞこれからも積極的な御対応をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、このゼロメートル地帯に対する、先ほど山谷大臣からも具体的なお話に触れていただきましたけれども、ハード面の対策についてお伺いをさせていただきたいというふうに存じます。

木曾三川下流域の海抜ゼロメートル地帯、先ほど申し上げましたように、一たび浸水すれば非常に長期間、また広範囲にわたる甚大な被害が想定をされております。公表されている南海トラフ巨大地震の被害想定におきましては、木曾三川下流域に広がる濃尾平野、こちらは地盤が軟弱であり、地震による液状化などにより堤防が沈下、そして津波発生前に浸水をしてしまうというふうに予測がされております。

他方、南海トラフ地震対策特別措置法における南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定基準は、津波による三十センチ以上の浸水が地震発生から三十分以内を生じる地域の指定が原則とされており、この基準により指定が進められた結果、先ほど来お話をさせていただいております木曾三川下流域のような、強震動による液状化に伴う河川・海岸堤防の沈降が生じることによって深

刻な人的被害が生じることが予測されるゼロメートル地帯の市町村が指定区域から外されるというようなことになってしまいました。

これらの災害に対応するため、河川や海岸堤防の早急な耐震補強対策、これは重要不可欠なこととございますけれども、三重県の桑名市、木曽岬町においては、河川・海岸堤防の老朽化が非常に進んでいるにもかかわらず、耐震補強対策事業が施行されているのはまだ二割にとどまるということが現状でございます。住民は、有事の際には八割の堤防が壊れてしまう、そして自分たちはその中に住んでいるんだというような恐怖の中で生活しているのが実情でございます。

広大なゼロメートル地帯に居住する住民、これを南海トラフ地震から守るためには、河川・海岸堤防の耐震化や液状化対策、あるいは排水機場の耐震化、あるいは防災タワーといったもの、ゼロメートル地帯でございますと逃げるところがないということで、津波は心配はないんですけれども、やはり防災タワー、非常に必要でございます。避難施設や避難道路の整備など、地域の実情を踏まえたハード面での防災・減災対策、そしてそのための財政支援措置を早急に講じていただく必要があるというふうに考えております。

山谷大臣より先ほどお話をいただきましたけれども、この重要性に鑑みまして、昨年の六月に内閣府さん、そして国交省さん、農水省さん、消防庁さんに、南海トラフ地震に備えるための木曾三川下流域ゼロメートル地帯への強化推進に向けた提言書を出させていただきまして、昨年度末の三月に各省庁様より報告会を開催していただきましたけれども、その後、このゼロメートル地域へのハード対策の支援策、今大臣からもお話をいただきましたが、具体的にどのような形で支援策を整え、今後の推進をしていただくというふうに国交省さんの方で考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思っております。

加えまして、東日本大震災から四年が経過し、集中復興期間は平成二十七年までとされており

ます。財源の問題もあることを重々承知をいたしておりますけれども、近年頻発する自然災害から人命と財産を守るために全国各地で防災・減災対策事業を更に推進していただく必要があるというふうに考えております。こちらに関しましては、今後の対策の、国交省さんの御意欲も含め、お考えと施策についてお伺いをさせていただければというふうに思います。

○政府参考人(池内幸司君) お答え申し上げます。南海トラフ巨大地震等への備えといたしまして、木曾三川下流域等のゼロメートル地帯における堤防の耐震対策は大変重要であると考えております。

これまで、堤防の耐震対策につきましては、全国防災事業や防災・安全交付金等により実施してきたところでございます。このうち、平成二十七年年度の防災・安全交付金による対応といたしましては、先ほど御指摘がありました、国会議員それから三県の知事からいただいた提言書、それから地方公共団体への予算要望、こういったものを踏まえまして、限られた予算の中で重点配分を行っております。

全国防災事業につきましては、平成二十七年限りで終了する事業とされているところではございますが、ゼロメートル地帯における堤防の耐震対策の重要性を考慮いたしまして、平成二十八年以降も、直轄河川改修事業ですとか、あるいは防災・安全交付金等により、引き続き対策を進めていきたいと考えております。

○吉川ゆうみ君 ありがとうございます。

河川堤防、あるいは海岸は元々あったというふうにお伺いしておりますけれども、ゼロメートル対策の提言を受けて、国交省さんの方でも河川堤防などへの重点配分ということをお検討いただいている。あるいは、防災・減災のための、二十七年で予算は終わってしまうけれども、引き続き重点的に推進をしていただけるということをお伺いできまして、大変心強く思っております。

先ほども申し上げましたけれども、五十六年前の伊勢湾台風を経験した私どもの地域、今でもその恐怖が語り継がれて、学校の授業でも教育がなされています。電柱には、もう本当に地上はるか数メートルのところにそのときの水位が今でも記されておまして、私たちはそれを見ながら生活をし、そして老朽化した堤防の中で暮らしているという現状がございますので、是非とも、より力を入れていただいた具体的なハード整備の施策をお願いできればというふうに切にお願いをしたいというふうに思います。

次に、三重県を含む駿河湾から四国沖に至る太平洋沿岸、南海トラフを震源とするマグニチュード九・〇の巨大地震、東海地震あるいは東南海地震あるいは南海地震というのがこの地域は百年から百五十年周期で繰り返していることから、今世紀前半にも巨大地震が発生するということが懸念されているところでございます。そういった大規模災害が発生した際の救助そして避難においても、命をつなぐ道、こちらは大変重要であるというふうに考えております。

南海トラフにおいて今後三十年以内にマグニチュード八から九の地震が発生する確率は七〇％と言われておりまして、皆様御承知のとおりでございますけれども、紀伊半島の新たな命の道となる熊野尾鷲道路の二期工事、そして熊野道路また新宮紀宝道路などの着実な整備推進、そして長年ミッシングリンクとなっておりまして近畿自動車道、そして熊野インターチェンジ、串本インターチェンジの四十キロメートルの未事業化区間。大変具体的なことを申し上げていただきましたけれども、こちらは私も住民にとりましては本当に命をつなぐ道として大切な道路でございます。一刻も早い事業化を災害対策の面からも強くお願いしたいと考えております。

また、南海トラフ巨大地震発生時には、三重県の、先ほどの新宮、熊野などは南部でございますけれども、北部の北勢地域において第一次輸送道路に指定されている国道一号、二十三号というものが

のございますけれども、こちらは南海トラフ地震発生時には浸水してしまうということが予測されております。さらに、山側にあり、新たな緊急輸送道路となる北勢バイパスというものを国交省さんの方でも進めていただいておりますけれども、なかなか進まないという現状がございます。災害時の輸送道路となるような道路の早急な事業化も大変重要であると思っておりますけれども、命の道、そして災害時の緊急輸送道路、こちらの早期整備について国交省さんの御見解をお伺いできればというふうに思います。

○政府参考人(深澤淳志君) お答え申し上げます。近畿自動車道紀勢線や国道一号、北勢バイパス、これらの道路は、地域の活性化あるいは物流の効率化といった面で重要な道路であるとともに、ただいま委員の方から御指摘ございましたように、災害時の避難路あるいは輸送路、さらには医療機関へのアクセス道路といった面でも大変重要な道路であると認識しております。

まず、紀勢線について御説明申し上げますけれども、紀勢線、三重県区間約百十キロありますけれども、これまでに約七割が完成しております。残る区間につきましては、準備が整ったところから順次事業に着手してきたところであります。平成二十四年、二十五年、二十六年というところで着実に事業化してきたところであります。

課題が二つあると思っておりますけれども、一つは、厳しい財政事情の中で既に事業を開始したところについて、なるべく早くこれを完成させるということ。それと、委員御指摘があったように、残る未事業化区間について、現在詳細なルート、構造を決定するための現地の調査をしておりますけれども、早期の事業化に向けて努力すると。この二つの点が課題だと思っております。頑張っていきたいと思っております。

最後に、北勢バイパスについては、これまで四割完成しております。今年度から、今まで懸案でございました坂部トンネルというところで工事に

着手する予定であります。本路線につきましても、その重要性に鑑み、一日も早い完成に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○吉川ゆうみ君 深澤局長、誠にありがとうございます。

本当に、私も三重県、災害が多い地域でございまして、道路、まだまだ整っていない、ハードの整備がまだまだであるというのが我が三重県の現状でございます。命をつなぐためにも、災害時に避難するためにも、是非とも早期の道路の開通あるいは事業化をお願いできれば切にお願いをさせていただきます。大変申し訳ございません、BCMあるいはBCPについて伺いをさせていただきたいと思っておつたんですけれども、局長、申し訳ございません、時間となりましたので、また次に質問させていただければと思います。誠にありがとうございます。

○野田国義君 民主党・新緑風会の野田国義でございます。

ただいま大臣の方から火山の活動報告をしていただきました。昨日も朝、浅間山でございすか、噴火が起こったということでございますけれども、本当に頻りに噴火が起こっているような状況で、被害に遭われた皆さん、そしてまだ避難を余儀なくされている皆様方に心からお見舞いをまず申し上げたいと思います。

そこで、気象庁の火山情報の提供に対する現状認識について、なかなか情報を出すということが難しい、しかしながら、この情報がやっぱり非常にその火山の近くにおられる方にとっては大切なことだと思つていらっしゃるでございすけれども、今現状として火山情報の提供についてはどのような状況なのか、またどういふふうになつていかなくちやいけなと考えておられるのか、答弁をお願いしたいと思います。

○政府参考人(西出則武君) 火山情報の提供につきましては、昨年の御嶽山の噴火で幾つか課題が見えてまいりました。

火山噴火予知連絡会の方で検討会を開きまして最終報告をいただいておりますが、その中で、火山に関する情報について、登山者等を含めた情報提供を一層強化するために、気象庁が発表する情報の見直しと地元自治体との連携強化という点で御提言をいただいております。この御提言を踏まえまして、気象庁としては、まず、情報の見直しに関して、火山活動の変化を観測した場合に発表する解説情報について、臨時であることを明記してリスクの高まりを簡潔に伝えるという改善をいたしました。

もう一つ、噴火警戒レベル一というところで、キーワードを、活火山であることを適切に理解していただけるように、これまで平常というキーワードであったものを活火山であることに留意というふうに変更いたしました。

また、噴火が発生した事実を端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくための情報として、噴火速報というものを創設するというところについて御提言がありまして、これについては八月上旬の運用を開始するべく今準備を進めているところでございます。

地元自治体等との連携による情報伝達の強化につきましては、日頃より地元火山防災協議会との意見交換や情報共有を図つてまいります。また、火山活動が変化した場合に地元自治体等が行う、登山道入口での看板等による情報の提示、防災行政無線等による情報の伝達、山小屋の駐在者や登山ガイドを通じた情報の伝達といった取組を支援してまいります。

気象庁では、一般の方々に迅速かつ正確な情報が分かりやすく伝わるよう、できる限りの工夫をして、地元自治体等と連携して周知を図つてまいりたいと考えております。

以上です。

○野田国義君 私は、この間も指摘させていただきまして、やっぱり国として、火山、日本はたくさんあるわけございすので、総合的な国としての機関が一つは必要なんじゃないかな

と、そのように思いますし、また、学者が非常に不足してきておるといふことでございす。やっぱり、ホームドクター的な、その火山、専門的にずっと観察をしていく、そういった人的な、教育的な部分も含めて、しっかりと体制を是非とも取つていただきたいと要望をさせていただきたいと思つております。

そこで、私、六月九日ですが、先週、口永良部の火山噴火に伴いまして、屋久島の方に党を代表いたしました視察に行つたところでございす。

そこで荒木町長とお話しさせていただいたところでございすけれども、六月十五日に火山噴火予知連絡会ですか、それが開かれるということと、ある意味ではやっぱり期待されているところもあるんですね、島民の方々が早く帰島できることを。このことはどうなつたのかということをしお伺いできたらと思います。

○政府参考人(西出則武君) 火山噴火予知連絡会では、噴火翌日の五月三十日に拡大幹事会を開催して見解をまとめることに、今、委員御案内のありましたように、六月十五日の定例会において口永良部島に関する評価を行つております。

これによれば、口永良部島の噴火の状況については、五月二十九日九時五十九分に新岳火口から爆発的噴火が発生し、大きな噴石が火口周辺に飛散し、黒灰色の噴煙が火口縁上九千メートル以上に上がったということ。もう一つは、この噴火に伴い発生した火砕流は新岳火口からは全方位に広がって、北西側では海岸、向江浜地区まで、南西側では海岸付近まで、また南東側では中腹まで流下したとしております。また、今回の噴火の形態は昨年八月三日の噴火を超える規模であると推定され、噴出した火山灰の分析からマグマ水蒸気噴火と推定されております。

二十九日の噴火以降の状況については、翌日の三十日に連続噴火は停止しましたが、現在も白色噴煙の活動は続いており、火山性地震も少ない状態ながら発生しているということ。もう一つ、二酸化硫黄の放出量も一日当たり千二百トンと多い

状態であるとしております。これらのことから、火山噴火予知連絡会では、火山活動は活発であり、引き続き五月二十九日と同程度の噴火が発生する可能性があると評価しております。

気象庁では、噴火により大きな噴石の飛散や火砕流の流下が予想されることから、厳重な警戒を呼びかけております。

○野田国義君 今おっしゃつたように、非常に残念なことではありますが、また大噴火が起こる危険性、可能性があるということですね。そういうことのでございすけれども、ここで一番問題なのは、やはり観測体制だと思ひます。あそこも停電して、その装置が故障しているというか、停電でございすので、できない状態になつておつたと聞いておつたところでございすけれども、この観測体制という観点からいたしますと、現状はどのようになっておりますでしょうか。

○政府参考人(西出則武君) 口永良部島内には多数の観測点を配置してありますが、昨年の八月三日の噴火のときに火口周辺の観測機器が多数故障しております。これは、残念ながら、危険なため復旧はできておりません。

五月二十九日の噴火以降、停電が一時的に発生しまして、そのときには、気象庁の観測点は基本的に三日ないし五日、バッテリーで駆動するといふふうになつてございすので、その一時的な停電に際しても観測に支障はございませんでした。

あと、一部の観測点については太陽光発電、電池パネルを使つておりますので、仮に停電が長期化した場合でも、一部の観測点については維持が可能であります。

以上です。

○野田国義君 やっぱり観測というのは非常に大切なことであり、また昨日もそういう指摘が予知連絡会の中でもなされていふようございすので、その観測の強化ということでも是非ともお願いをしたいと思つていふところでございす。

そこで、避難所にも行きまして避難者の方々にいろいろお話も聞いたところでございますが、何が一番欲しいですかということを聞きますと、やっぱりおっしゃるのはいやいや、一日も早く帰りたいと、とにかく帰りたいんだということを本当に異口同音に皆さんおっしゃっておったところです。

特に、もう御承知のとおり、中心地は非常に被害が少ないです。だからこそ、帰れるんじゃないか、帰れるんじゃないかと、次の噴火がなければという。しかし、まだ噴火警戒レベルが五という中ではとても帰れないことだと思ひますので、そこで、今避難されている方の状況がどのように改善されたのかということをお聞きしたいと思ひますが、公営住宅等に入居、公募もされておったようございます。屋久島町が用意をするというふうなことも町長はおっしゃっておりましたけれども、住宅への入居の方は民間を含めてどのようになっているんでしょうか。

○政府参考人(日原洋文君) お答えいたします。

口永良部島から避難された方は、全体で八十六世帯百三十七人いらっしゃいます。そのうち、二十八世帯三十二人の方につきましては、親類の方等に身を寄せられるということで、特に公的支援を必要としないというふうになっております。

残りの五十八世帯百五人のうち、六月十六日現在で公的住宅に二十一世帯三十二人の入居が決まっております。うち七世帯十一人につきましては既に引越しを終えられているというふうになっております。また、民間の借り上げ住宅には十世帯二十六人が入居を予定しておられるというふうになっております。残りの二十七世帯分につきましては、まだ最終的に建設の数は確定はしておりませんが、建設型の仮設住宅を建設するというところで対応したいというふうになっておるところでございます。

○野田国義君 そこで町長は面白いことをおっしゃっております。よくマスコミが、早くしないとイケないんじゃないんですか、ないんですか

とせかすだけけれども、ある意味ではいわゆるコミュニティがそのまま屋久島に来ておると、ですから、そのコミュニティをやっぱり大切にしていきたいんだというふうなこともおっしゃっております。確かにそうだと思います。もう長年培った人間関係というものがあると思ひますので、東日本なんかにも行きますとそのことはよくおっしゃるわけでございますけれども。

そして、公営住宅ということとは、ちやうど私行ったときに問題になっておりましたのが、冷房を始め家電の問題がちよつと出ておったようございませうけれども、これは当然完備できて、あるいは何か、公募ですかね、いろいろなところから集めると。そうすると、鹿児島辺りから、まだそういったところに声掛けていなくて、恐らく屋久島町だけで声掛けておられるような状況で、大体来るものは決まっております。なかなか欲しいものが来ないみたいなことをおっしゃっておりますけれども、家電関係、環境的にはどのように公営住宅等へ入られた方は整っているんでしょうかね。

○政府参考人(日原洋文君) お答えいたします。

仮設住宅として造る場合には、エアコンは住宅の一部として配備することが可能でございます。それから、ちよつと細かくなつて恐縮なんです、炊飯器は救助法の対象となるんですが、その他の家電製品がちよつと対象になっておらないものから、町におきまして寄附を集めるというふうなことも行っております。ただ、まだ数が足りないということもありません。また、義援金の活用等も私どもとしてはアドバースしているというふうな状況でございます。

いづれにしても、家電製品が行き渡るような方策は必要だということに考えているところでございます。

○野田国義君 やっぱり生活必需品は生活する上でもう必ず必要なものでありますので、その辺りの対応も何とかよろしくお願ひをしたいと思いますところでございます。

それから、子供たちも、ちやうどそのときに屋久島の方のいわゆる体育祭とか運動会があったというところで、口永良部から避難してきている子供たちはちやうど避難所にいたんですね。それでいろいろなことを話したわけでありませうけれども、確かに、交流をやっていたそうですね、以前から。交流をやっていたから非常に楽しいと言っていました。今、何が楽しいのと聞くと、いやいや、新しいお友達もできて非常に楽しくは行っております、しかしながら、一日も早く帰りたいということを子供たちも言っておったわけでありませうけれども、その子供たちの学校の問題を含めて今の環境はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(日原洋文君) お答えいたします。

五月二十九日の噴火に伴ひまして、口永良部島から小学生十名、中学生六名、計十六名が避難されたところがございます。そのうち、小学生九名、中学生五名の合わせて十四名の方が屋久島の島内の小中学校に通学しているという状況でございます。また、残りの小学生一名、中学生一名につきましては鹿児島市内に避難されているというふうになっております。

屋久島町では、一日でも早く児童生徒がふだんどおりの生活を送れるよう、避難直後から屋久島島内での通学の準備を始めまして、六月一日から通学路の確認や授業の見学等を行い、三日からは通常の授業を開始しているというところでございます。

また、ほとんどの児童生徒が学用品を持たずに避難したために、町では教科書やノート、筆記用具などの修学に必要なものを配付したというふうになっております。

○野田国義君 今、現状等をお聞きいたしますと、しっかりとそういった避難所の体制もやっておきたいと思ひます。しかし、これも一回大噴火の可能性があると

をするということも考えざるを得ないということになってきますと、やっぱり健康を含めて、メンタル面も含めてしっかりとケアが必要になってくると思ひますので、ひとつその辺りのところも何とかよろしくお願ひをしたいと思いますところでございます。

それから、あと、家畜の問題。ちやうど子供たちがおりましたので、そこに何かテレビでも私見たような、小さな生まれたての猫がおりましたけれども、本当にペットについても、何かペットに癒やされるといふか、そういうことも言っていました。確かにそうだと思いますし、また、避難所の前に犬のペットと、あるいはおじいちゃんですか、寝つ転がつて、こんなことを言ったそうです。よくペットを、帰島して連れて帰ってきたんですかと言ったら、いやいや、最初から帰ってきたと言ふんですね。ちよつと聞いてみましたら、俺が避難できなくてもいいからペットだけは連れていってくれと、そういう主張をしてペットを連れてきたんだというふうなことをおっしゃっております。ですが、本当にペット、癒やされるという意味で、生きがいも含めて非常に大切なんだということを変更して感じるところでございます。

そこで、あと、家畜の問題があります。牛の問題とか豚の問題とかニユースにもなっておりますけれども、こは、御承知のとおり、ブランド牛ですか、口永良部牛というか、そういうことで非常に評価されるというふうなことで注目を集めていると、それでお金にもなつてきたところだったというところでございますけれども、ペット、それからこの家畜の方、今現状どうなっているのかということをお伺ひいたします。

○政府参考人(原田英男君) お答えいたします。

鹿児島県などの情報によりますと、口永良部島には、牛が六十頭、豚が二十五頭、鶏が三十一羽、馬が一頭おりまして、現時点でもその状況は変わっていないと聞いております。特に牛は放牧をしているんですけれども、餌や水についても今のところ不足しているというふうな情報は入っており

りません。

○政府参考人(小川晃範君) ペットの状況についてお答えいたします。

口永良部島の噴火による被災ペットにつきましては、鹿児島県に確認したところ、六月十六日の時点で飼い主と一緒に避難しているペットが二十頭、これは犬が十頭、猫十頭でございます。それから、島に残されているペットは二十一頭、これは犬が三頭、猫が十八頭との状況でございます。

鹿児島県におかれましては、島に残留しているペットにつきまして、一時帰島の際に給餌や給水をしておりましても、今後の対応につきましては、飼い主の意向も踏まえて、保護するか、あるいは現場で給餌を続けるか、検討しているところと聞いています。

○野田国義君 今お話ししましたように、島の産業という面でも、もちろん観光もあるのかもしれませんが、そういって非常に生活していく上で産業として大切なところだと思いますので、しっかりと農林水産省としても御支援のほどをよろしくお願いをしたいと思います。

それから次に、避難場所の問題でございますけれども、こちら避難場所、何かNTTを買い取ってちょうど整備をしようとおった途中であつたというようなことを町長はおっしゃっております。そこで非常に、少し食料を備蓄しておったので助かった面もあったという話も聞きましたけれども、このNTT跡を整備するということが、ほかにもいろいろな整備状況はどうだったんでしょうか。

○政府参考人(日原洋文君) 済みません、先に避難場所につきまして、元々どうなっていたかというお話をいたします。

口永良部島の避難場所といたしましては、元々は本村地区の近くの役場出張所あるいは保健福祉館等が位置付けられておったところでございますけれども、火口三キロ以内に位置するということが

で、昨年八月に新岳が噴火した際に、既定の場所では危険が及ぶ可能性があるということで、島民の方々が、新岳の火口から四・五キロ離れ、かつ標高の高い番屋ヶ峰というところに避難したということでありました。

その番屋ヶ峰というのは、今委員御指摘のとおりNTTの通信基地の跡でございます。元々マイクローエープの通信基地になっておったんですけれども、光ファイバーがつくられたということで不要になったということでございます。鉄筋コンクリートで造られていて大変丈夫であるということから食料等の備蓄も行っていったということで、屋久島町におきましては、番屋ヶ峰に避難を一本化するということで、説明会の開催、チラシの配布等によって周知をしていいたと、また訓練も行っていたというふうになっております。

○政府参考人(館逸志君) 追加してお答え申し上げます。

番屋ヶ峰の旧NTT局舎につきましては、委員も御承知のとおり、避難に非常に効果的な役割を果たしたわけでございますが、これにつきましては、国土交通省としましては防災機能強化の観点から離島活性化交付金によりこの整備を支援しております。

同事業は、昨年十一月より着手し、空調等の一部設備工事を残すのみとなっております。今回の五月二十九日の火山噴火により事業が取りあえず中断しておりますけれども、今後の予定につきましては、全島避難が解除された後の話になりますけれども、残る設備工事も資材が既に屋久島まで到着しておりますので、工事ができる状況になれば速やかに完成されるものと考えております。

○野田国義君 今度の法律にもありますけれども、避難計画を作る、そういったソフト的な部分も非常に大切でございますけれども、やっぱりこういったハード的な整備を、避難場所等をしていくということも非常に大切なことでありますので、今支援策もあつてそれを活用されているということでございますが、その辺りのところも、な

かなか離島となりますと財政的にも厳しいと思いますので、支援策、よろしくお願いをしたいと思いますところがございます。

それから、こういったことをちよつと心配なさつておりました。公共工事等が今行われているんだけれども、いつ再開するのか。当然これ噴火の問題がありますので、ちよつと先延ばしというような可能性が非常に強まってきたところでございますが、何か漁港を整備されておったんですか、それで道だけ入つたような形になって、避難場所の道とかもそうでございますけれども、この辺り含めて道路、ちよつとお答えいただきたいと思

○政府参考人(高吉晋吾君) お答え申し上げます。

口永良部漁港は、鹿児島県が管理する第四種漁港でございます。主に、周辺の漁場を利用する漁船の避難基地としての役割を果たしております。

現在、平成十四年度から平成二十八年度までの計画で、定期船が就航する本村地区とその対岸の向江浜地区におきまして防波堤や船揚げ場等の整備を行っております。これまでの事業の進捗状況としましては、本村地区はほぼ概成しておりますが、向江浜地区につきましては防波堤の改良工事に着手したばかりの状況となっております。今年度は、屋久島におきまして向江浜地区の防波堤の消波ブロックの製作、工事を実施しておりますが、当初予定しておりましたブロックの据付け工事などにつきましては、噴火の影響により、実施できない状況となっております。

今後の工事再開の見通しでございますけれども、噴火以降、全島立入禁止措置が講じられておりますので、現時点では不透明な状況でございます。鹿児島県からは、今後、火山活動の状況を見極めながら対応を検討したい意向であるとお聞きしておるところでございます。

○野田国義君 そういった公共工事の再開も、一日も早い再開、そして、そういった災害に強い島

をつくっていかなくちゃいけないと思いますので、何とぞよろしくお願いをしたいと思います。それから、これは屋久島だけに限らないと思いますけれども、箱根の方もよく聞きますね、やっぱり観光客が多いところ、あるいは旅館業が多いところ、風評被害について。それと一つは、風評被害だけじゃなくて、立入禁止みたいな形になっていきますと、そこでいわゆる今までは営業をやっておったんだけれども、生活とか、営業ができないということになると経済的な損失が出るということでございます。非常に、どこを避難区域に指定するかとかも含めて、これ難しいんだなということを改めて感じているところでございますけれども、この風評被害、そしてまた経済的なそういった損失ですね、火山活動が活発あるいは噴火したことによって、このことについてお聞きしたいと思います。

○政府参考人(吉田雅彦君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、観光に与える影響を最小化するため、国内外の旅行者や旅行予定者に対して正確な情報の提供に万全を期すことが重要でございます。このため、観光庁及びJNTOにおきましては、屋久島は口永良部島から約十二キロメートルの距離にあること、屋久島―口永良部島航路を除く屋久島発着の飛行機、船は通常運航していること、屋久島の旅行について特に支障はないことなど、現地に關する正確な情報を国内外の旅行者や旅行者に発信しているところでございます。

今後とも、旅行者の安全確保が最重要であることと踏まえつつ、現地の意向をよく伺いながら、屋久島町の観光関連産業に大きな打撃が出ないように取り組んでまいります。

○野田国義君 風評被害によっていろいろな経済的な損失と申しますか、あると思うんですが、そういったところへの、何というか、支援策とか、そういうのはないんですか。

○政府参考人(日原洋文君) 観光等に被害が生じまして雇用問題あるいは経済的な損失を生じた場

合には、それぞれ厚生労働省あるいは中小企業庁において一定の措置がございますので、そういったものの活用についても、よく関係省庁と連携しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○野田国義君 当然、いわゆる口永良部島、屋久島、屋久島というのは非常に世界遺産でも有名で、みなさん行きたいところだということで、観光事業、非常に活発なところでございますけれども、どうしてもそういった被害がかなり長期化すること、この間、阿蘇に行ってもそのことが一番心配をされておったということでございますので、この長期化が、これはもう恐らく噴火したところ、一番心配になられていると思いますけれども、このことを含めてしっかりとした政府の対応をお願いを申し上げまして、時間も少し残っているようにございますけれども、終了させていただきます。ありがとうございます。

○山本博司君 公明党の山本博司でございます。質問の機会をいただき、ありがとうございます。本日は、一般質疑ということで、土砂災害対策に関しまして伺いたいと思います。

昨年の八月の広島土砂災害では、七十四名の方が犠牲となられました。改めて、お亡くなりになられた方々の御冥福と、被害に遭われた皆様にご心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。広島で被害が広がった理由の一つに、行政による土砂災害の危険性を明らかにするための基礎調査若しくは警戒区域、この指定が完了していない地域が多くて、住民にその危険性が十分に伝わっていないということがありました。また、警戒地域の指定には、住民の方々の理解、これがありませんので時間が掛かるといって、こういう障害がありまして行政が立ちゆかっていると、こういう状態も明らかになった次第でございます。

そのために、昨年十一月に土砂災害防止法の改正が成立をしまして、都道府県において基礎調査

の結果の公表、これを義務付けることにしたわけでございます。必要経費の支出としては、基礎調査のための優先配分枠制度、これを創設をしまして、二〇一五年度予算では、防災・安全交付金の中で必要経費七十億円が確保されているわけでございます。

基本指針で、おおむね五年程度で調査完了させるといって、こういう実施目標を設定をしておりますけれども、改正からおよそ半年がたちました。現在、この警戒地域の基礎調査、また指定の状況、これがどうなっているのか、御報告をいただきたいと思っております。

○政府参考人(池内幸司君) お答え申し上げます。

まず、本年四月末時点での土砂災害警戒区域の指定数は約三十九万六千区域となっております。土砂災害防止法改正後の昨年の十一月末時点からは約三万三千区域増加しております。

また、法に基づく基本指針では、警戒区域等の指定を促進するために、おおむね五年程度で区域指定の前提となる危険箇所等の基礎調査を完了させることを目標といたしましたが、これを受けまして各都道府県において基礎調査完了予定年を検討した結果、全ての都道府県におきまして今後五年以内に基礎調査を完了させる目標が設定されたところでございます。

引き続き、基礎調査及び区域指定の早期完了に向け、都道府県をしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○山本博司君 しっかりと着実に進行できるように、よろしくをお願いしたいと思います。

次に、政府の中央防災会議の下にございます総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ、これが六月四日に報告書を公表しまして、山谷大臣にも提出をされました。今日は、その内容について何点かお聞きをしたいと思います。

昨年発生しました土砂災害では、自主防災組織がうまく機能して避難できた例が少なかったことというところが課題として報告書の中にも指摘をさ

れております。

広島土砂災害発生後、私も二度にわたって視察を行いましたけれども、地元住民の方々、ボランティアの拠点を提供したり、また司令塔役を務めるということもありまして、大変地域のコミュニティの自助とか共助、この能力は大変素晴らしいものがあつたわけでございます。にもかかわらず、発生直後の段階においてうまく機能しなかった理由として、情報伝達の在り方、これが問題であつたのではないかと考えます。

土砂災害は、洪水などほかの災害と比較しましても、突発性が高くて予測することがなかなか困難であるという状況がございます。前兆現象がほとんどないというケースがあるわけでございます。そのために、事前準備をしておいて適切なタイミングで避難をするということが非常に重要な意味を持つわけでございます。そのために、避難勧告や避難指示の前に発令をする避難準備情報の活用というのが大変重要でございます。

しかし、避難勧告や避難指示、これは災害対策基本法におきまして規定されるのに対して、避難準備情報というのは明確に規定がされておられません。いち早く情報を伝達していくために、この避難準備情報、これを十分に活用すべきと考えますけれども、今回の報告書の中では、この点、どのように記載があるんでしょうか。

○政府参考人(日原洋文君) お答えいたします。委員御指摘のとおり、住民に早めに避難していただくためには、避難準備情報の活用は大変重要だと思っております。

本報告書におきましては、まず現状の問題意識として、避難準備情報が、どうしても要配慮者、高齢者とか体の不自由な方を対象とした避難勧告、そのような方々に避難していただくという認識が非常に強くて、一般の方に対してまでそういうものが及んでいくという意識が少なく、また、避難準備情報を発令した場合に次に避難勧告・指示を発令しなさいというふうな考えで、それがために、そこまで至る可能性はつき

りしない段階では避難準備情報を出すことをちゅうちゅうするというような事例もあるということが報告されております。

これらの課題を解決するために、避難準備情報は、要配慮者だけを対象としたのではなく、土砂災害警戒区域や危険箇所等の居住者に対して早めの自発的な避難を促すための情報であり、その発令に合わせて避難場所を開設し、避難者を受け入れ始める目安となるということを改めて強調されたところでございます。

また、発令のタイミングにつきましても、大雨注意報や警報、気象情報等を参考に早めに発令することを基本とし、例えば夜間にかけて豪雨が継続すると想定される場合には、明るい時間帯から早めに避難準備情報を発令すること等とされたところでございます。

○山本博司君 さらに、緊急避難場所、これを迅速に開設できないという点が課題にもなっております。

災害の空振りを恐れまして、緊急避難場所の開設をためらう自治体、これは大変多いというふうにお伺いしております。現状では、避難場所を開設してから避難勧告、これを発令をしております。そのために、開設にちゅうちゅうしてしまい、今お話がありましたように、時間が掛かって発令が遅れてしまう、そういうことがないように、避難勧告の発令と緊急避難場所の開設、これを切り離して検討をすべきではないかと思っております。

また、緊急避難場所を開設したにもかかわらず、災害が発生しない、結果として国庫の補助を受けられないという、支出した費用負担に悩む、こういう自治体もあるというふうに関心しておりますので、こうした自治体に対して何らかの支援を検討すべきだと思います。

今回の報告書の中で、この緊急避難場所の開設についてはどういう記載があるんでしょうか。

○政府参考人(日原洋文君) お答えいたします。まず、緊急避難場所につきましても、先ほど申しました避難準備情報の段階からなるべく早く開き

ましようというのがこの報告の一点目でございます。

もう一つは、今委員御指摘のように、避難場所を開設するまでは避難勧告を出してはいけないというふうにもたえておられるところもございまして、そうなる避難勧告を発するのが非常に遅れてしまうものから、それにつきましては、仮に避難場所の開設が遅れても、開設されていなくても、避難勧告を発出することによって住民等に対して身を守る対応を取っていただくということが重要であるということも述べております。そのために、住民等に対しまして、避難場所の開設を待たずに避難勧告は出ることがありますよという周知することと述べておられるところでございます。

また、避難場所の開設につきまして、特に中学校等で開設することが多いわけでございますので、そういったものにつきましては、防災担当部局、学校、自主防災組織、地域住民等が互いに連携して速やかに開設することができるような体制を構築することが求められているところでございます。

また、避難場所の開設について、費用につきましては、現在、民間の損害保険等によります運営費用の補償制度というものも創設されております。何とていうところでは、全国町村会におきましては、団体としてそういったものを進めようという動きもあるというふうに向っております。こういった動きが更に拡大することを私もとても期待しているところでございます。

○山本博司君 是非とも、こうした支援に関して国が対応を取っていただきたいと思ひます。

広島県のことを少しお聞きしたいと思ひます。広島県では、今回の豪雨によりまして、広島安佐南区、安佐北区を中心に、地盤の緩みなど、土砂災害がより少ない降雨で発生することが懸念されておりますので、下流域を含めて地域の安全性を脅かしているということから、現在、砂防堰堤などの早期整備が今進められております。

こうした状況に対しまして、広島県から国に對しまして、治山激甚災害対策特別緊急事業、また特定緊急砂防事業等の補助事業、また直轄事業でございまして砂防災害関連緊急事業が計画どおりに進捗できるように、格段な配慮とともに、高度な技術力とか集中投資が必要な箇所においてもできるだけ早期に直轄事業として積極的に行っていくよう、こういう要望が出ております。

こうした広島県からの災害復旧等に関する支援要望に關してどのように取り組むおつもりなのか、確認をしたいと思ひます。

○政府参考人(池内幸司君) お答え申し上げます。

今御指摘ございました、激甚な土砂災害が発生いたしました緑井、八木地区を中心に、災害直後の点検により緊急的な対応が必要と判断された溪流におきまして、現在、国土交通省と広島県で連携して集中的に砂防事業を実施しております。具体的には、昨年八月の降雨と同規模の降雨が発生した場合でも土砂災害による被害が生じないよう、直轄事業により二十八溪流、補助事業により六溪流で砂防堰堤等の整備を行っております。

被災地においてできるだけ早期に土砂災害からの安全が確保されるよう、今後とも県、市と連携し、砂防事業を推進してまいります。

○山本博司君 是非、広島県の大変な要望でございまして、推進をお願いしたいと思ひます。

効果的な防災には、空振りをおそれないこうした避難勧告の発令など、行政の意識改善、これはもちろん大事でございすけれども、ふだんからの地域のコミュニケーションにおける災害への備え、啓発、これが大事だと思ひます。自助、共助の住民一人一人の意識づくり、これがなくては、結局、制度の形骸化にもつながってしまうわけでございます。

ちょうど六月七日に、広島県、被害の大きかった安佐南区の八木、緑井両地区におきまして避難訓練が実施されました。住民千六百六十人が参加をしまして、住民が作成した避難路や危険箇所

を書いた地域別の防災マップ、これを確認しながらの訓練が行われたわけでございます。

こうした取組も含めまして、国民の防災意識の啓発、これについて、今後どのように国として取り組むおつもりなのか、赤澤副大臣にお聞きしたいと思ひます。

○副大臣(赤澤亮正君) ワーキンググループの報告書、大要丁寧に読み込んでいただきまして、誠にありがとうございます。

突発的、局地的に発生する土砂災害に対しては、住民が適時適切な避難行動を取れるよう、平時から防災意識の向上を図ることは極めて重要であるというの委員御指摘のとおりでございます。

報告書においては、住民の自発的な早めの避難を促すため、住民自らが平時から谷の出口あるいは崖の直下など地域の土砂災害の危険性を点検しておくこと。それから、避難場所への避難だけではなくて、風雨等の状況に応じて近隣の堅牢な建物に避難をしたり、あるいは、もう外に出られないというような状況であれば、二階以上のできるだけ山から離れた部屋に垂直避難したりすること、これも避難行動として有効であるという認識をきちっと持つてもらうと、行政としても周知するということも書かれております。また、三番目に、住民同士で教え合いながら、これらについて整理した災害・避難カードを作成するということが取り組むことが推奨されております。

住民によるこのような取組を支援するため、国としては、住民向けのガイドラインの策定、そして災害・避難カードを全国展開するためのモデル事業の実施などを行ってまいります。

内閣府としては、引き続き、関係各府庁や地方公共団体と連携を密に取りながら、土砂災害に対する適切な避難行動に対する防災意識の向上に取り組んでまいります。

○山本博司君 是非とも国としての推進をお願いしたいと思ひます。

こうした広島災害を踏まえまして、昨年十一月に土砂災害防止法の改正が成立して対策が前進を

しておりますけれども、やはり不断の見直しが必要だと思ひます。

今回、報告書が出ました。一四年度に約十年ぶりに改定したばかりの避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン、この土砂災害の章、これを再度私は見直す必要があると思ひます。

大臣にお聞きしますけれども、今後、こうした報告書を受けて、法改正を含めてどのように見直していくのか、認識をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(山合えり子君) 土砂災害は、突発性が高く、人的被害に直結しやすいという特徴を有している一方、危険な区域については、事前調査により、かなりの程度で把握することが可能であります。したがって、人的被害を軽減するためには危険な区域の居住者が早めに避難することが非常に重要であります。

そのために、報告書では、早めの避難を促すための避難準備情報の活用、土砂災害についてのメッシュ情報を活用した適切な範囲、タイミングでの避難勧告の発令、谷の出口、崖の直下など住民自らによる地域の危険性の点検、垂直避難など風雨等の状況に応じた避難行動、避難場所と避難所の違いの認識等の幅広い提言をいただいたところでありまして、関係するガイドラインの策定、改定等を進めてまいります。

また、このような避難に関するソフトの取組に加えて、砂防堰堤等のハード対策についても、人命を守る効果の高い箇所に重点化して取り組んでいく必要がございす。

このように、政府といたしましては、土砂災害の被害を最小化すべく、ハード、ソフトを土砂災害対策の両輪として推進してまいりたいと考えております。

○山本博司君 是非とも、大臣、こうした不断の見直しも含めて進めていただきたいと思ひます。

次に、要援護者の対策についてお聞きをしたいと思ひます。

広島県では、保育所や障害者、高齢者の関連施設といった社会福祉施設二十五か所が被災し

たとの報告がございました。障害者の就労B型の八木園も土石流で流されまして、昼間ですと大変な被害があったと思いますけれども、そうしたケースがございました。

そこで、昨年十一月十一日の国交委員会におきまして、土砂災害防止法改正案の審議の中で、要援護者の利用する施設がどのような場所に存在しているのか、また土砂災害への備えが十分なのかどうか、本格的な全国的な調査をすべきだと、こういう質問をいたしました。

太田大臣からは、警戒区域等に指定された場所に所在をする災害時要援護者の関連施設について、どのぐらいあるのかの実態調査を、厚労省と連携しながら、平成二十六年中に公表すると、こういう答弁をいただきましたけれども、この実態状況、確認をしたいと思います。

○政府参考人(池内幸司君) 社会福祉施設、学校、医療施設などの防災上配慮を要する方々が利用している施設についての実態を把握し、対策を講じていくことは重要であると考えております。このため、これらの施設の立地状況と対策の実施状況について、厚生労働省それから文部科学省と連携して、都道府県の協力の下、調査を実施いたしました。

その結果、平成二十六年十一月末時点で、土砂災害のおそれのある区域に全国で約二万一千八百の要配慮者の利用施設が立地していることを把握しております。そのうち、約三割の約六千六百施設が立地している箇所において砂防堰堤等の整備を実施しております。また、約六割の約一万三千八百施設が立地している区域において土砂災害警戒区域の指定が完了しているところです。

引き続き、これらの施設に対するハード、ソフト両面での土砂災害対策を推進してまいります。

○山本博司君 実態把握に関しまして、厚労省と連携して調べていただきました。この結果を基にしながら、やはりいかに対策を取っていくかという意味では、ハード、ソフト、大変大事でござい

ます。さらに、この土砂災害に関連しまして、災害拠点病院の災害対策に関して伺いたいと思います。

災害拠点病院とは、地震、津波、台風、噴火等の災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のこととございまして、各都道府県の二次医療圏ごとに原則一か所以上整備されることになっておりまして、災害発生時に高度な救命医療を行う大変重要な役割を担っている病院でござい

ます。昨年八月に、豪雨によりまず京都府福知山市の広範囲で浸水をして、市内の災害拠点病院が約十時間にわたって救急車で患者を受け入れられない事態に陥ったことがありました。大規模災害への対応によりまして最優先で求められるこうした拠点病院へのアクセス自体に支障が出るおそれがあるということは、大変大きな問題であると思

います。厚労省は、このほど、全国の災害拠点病院の実態調査、これを行いましたけれども、調査結果、報告いただきましたと思います。

○政府参考人(福島靖正君) 災害拠点病院におきましてその機能を発揮させるためには、あらかじめ災害の想定をしてその対応を図るということは重要であると考えております。

今、委員から御紹介のありました福知山の事案を踏まえまして、昨年十月に、全国六百七十六の災害拠点病院につきまして、自治体のハザードマップ等における被災想定とそれから被災への具体的対応の状況につきまして、都道府県を通じて調査をしたところでござい

ます。調査の結果、被災が想定されるけれどもその対策を講じられていないという病院でござい

ますが、土砂災害では二十二病院、全体の三・三%、洪水、内水では百一十一病院、一六・四%、それから今御案内の道路の冠水等によるアクセス困難というこの二つにつきましては百五十四病院、二二・八%という結果でございました。

○山本博司君 拠点病院の条件というのは、建物

が耐震化構造であるということ、また資機材の備蓄があつて自家発電機であるとか応急テント等で自己完結ができる、こういう高度な体制が求められておりますけれども、病院を含む地域全体が浸水する被害も想定することもありまして、先ほどの今の現状から含めると、各都道府県にこうした対応策の見直し、これを求めるべきだと思

いますけれども、厚労省、今後、こうした実態を受けどどのように対策を講ずるのでしょ

うか。○政府参考人(福島靖正君) 私ども厚生労働省としては、これまで、災害拠点病院に対しましては、建物の耐震整備、あるいは自家発電整備やヘリポート等の補助事業、あるいは土砂災害の危険区域に所在する医療機関の建物の補強及び防護壁の設置に係る補助事業は行つてまいりました。

しかしながら、先ほどの御紹介した調査では、災害拠点病院が対策を講じることが困難な理由として、地域全体が浸水するような被害が想定されるであるとか、あるいは土砂災害の危険箇所の土地所有者が病院以外の者であるということ、病院単独では解決が困難な課題も挙げられておりまして、今年三月に、都道府県を中心にその対策を検討するように既に通知をしたところでござい

ます。厚生労働省といたしましては、この被災が想定

された災害拠点病院における具体的な対策の検討、実施状況についてフォローアップを行い、引き続き、都道府県と連携して災害時の診療体制の確保を図つてまいりたいと考えております。

○山本博司君 やはり、これは都道府県任せにしないで、国が、厚労省がしっかりと見ていくということをやつぱりやつていただきたいと思

います。強靱の反対は脆弱ということとございまして、この脆弱性を解消することで災害に強い地域づくりが求められているわけでござい

ます。現在、大規模災害による最悪の被害を回避するために全国

土強靱化地域計画の策定が進んでおりますけれども、この策定状況、御報告いただきたいと思

います。○政府参考人(持永秀毅君) 御説明させていただきます。

御指摘の地域計画でござい

ますけれども、本日現在までのところ、三十七の都道府県それから十三の市区町村で策定に向けた取組が進んでおり

ます。これらのうち、計画がもう確定したもの、決定したもの、こちらは四つの道県、それから三つの市となっております。

○山本博司君 大臣に伺いますけれども、今の実態がありました。近年、大規模な火山噴火とか土砂災害で、多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたる国土の脆弱性が高まる数多くの状況が発生している状況が今ござい

ます。首都直下型地震とか、今日も南海トラフの地震の対策がござい

ましたけれども、備えは待つたなしでございまして、やはり地域計画の策定状況、今の現状でござい

ますけれども、しっかりと国として積極的な支援をする必要があると思

いますけれども、いかがで

しょうか。○国務大臣(山谷えり子君) それぞれの地域にお

いて強靱化に取り組むことは、住民の生命や財産を守るとともに、地域の経済成長にも資するものであります。できる限り多くの地方自治体に地域計画を策定していただく必要があると考えております。

このため、国においては、策定ガイドラインの作成、説明会の開催や出前講座などにより、計画の必要性や策定手法の周知を図っているところでござい

す。

○山本博司君 是非ともこの推進をお願いをしたいと思ひます。

最後に、防災面でのインフラシステムの輸出と
いうことでお聞きをしたいと思ひます。

大要、このインフラのシステム輸出、重要な成長戦略の柱でもございます。最後に、大臣にこの点に関して見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(山谷えり子君) 本年三月に開催されました第三回の国連防災世界会議においても、防災の主流化、被害の最小化、そしてビルド・バック・ベター、より良い復興を行うということが世界の共通認識として確認されたとともに、我が国が世界の防災において果たしている役割の重要性が各国から改めて高く評価されるなど、大きな成果が得られたものと認識をしております。仙台防災協力イニシアティブを安倍総理が発表されました、今後、このイニシアティブに基づいて、我が国の優れた防災技術、世界的に広めてまいりたいと思ひます。

例えば、国土交通省においては、アジアの新興国を中心に、相手国の防災機能の向上に寄与するとともに、インフラ需要の取り込みを図るために産学官が連携しました防災協働対話の取組を個別に展開しておりまして、先月はトルコにおいて防災技術の展示会などを開催したところでございます。

ハード、ソフトを組み合わせた信頼できるインフラのパッケージというのは日本の強みでありまして、二〇二二年には約三兆円であったインフラ輸出、二〇一三年には約九兆円ということ、二〇二〇年には三十兆円ということを目指しているところでございます。

我が国の優れた防災技術、ノウハウを広めて、世界の防災の主流化に更に貢献できるように、今後とも政府として努めてまいりたいと思ひます。

○山本博司君 終わります。

○委員長(秋野公造君) 午後四時まで休憩いたします。

午後二時三十七分休憩

午後四時開会

○委員長(秋野公造君) ただいまから災害対策特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、災害対策樹立に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○東徹君 維新の党の東徹でございます。

先ほどからも話が少し出ておりましたが、昨日は浅間山で噴火があったということで灰が降ってきたと、そういうふうな出来事がありました。また、その前には群馬県の方でも突風被害があった、ソーラーパネルが物すごくぐちゃぐちゃに潰れていたというような被害もありましたし、その前はまた地震も数々起こっておりまして、本日に災害に対する備えというのはやっぱりしっかりとやっていかなきゃならないなと、改めて、日々こういうニュースが入るたびに思う次第であります。

今日は、東日本大震災におけます防潮堤のことについてまず質問をさせていただきたいと思ひます。

東日本大震災から四年が経過したわけでありまして、東日本大震災の被災三県における防潮堤の復旧復興についてでありますけれども、今年三月の報道でありましたが、津波被害の教訓を踏まえて、岩手、宮城、福島、被災三県で防潮堤の復旧復興が行われているということでありまして、その四割近くが未着工であるというふうな報道がなされておりました。

まずそこで、現在の海岸防潮堤における復旧復興の進捗状況についてお伺いをしたいと思ひます。

○政府参考人(室本隆司君) 被災三県におけます防潮堤の復旧復興事業につきましては、三県の海岸線の総延長、約一千七百キロメートルのうち約四百キロメートルが対象となっておりますので、予定している全五百九十五か所のうち、平成二十七

年三月時点で三百九十七か所、率にしまして六七％が着工済みでございます。

○東徹君 六七％が着工済みということですが、未着工の部分、何キロメートルになるのか、そこを伺いたいと思ひます。

○政府参考人(室本隆司君) 未着工の区間の延長につきましては、若干調査に時間を要するため、今後整理させていただきたいというふうに考えております。

○東徹君 一千七百キロメートル海岸線があった、四百キロメートルが防潮堤を付けないといけませんということですね。その防潮堤の、どれだけできていくかというパーセンテージは分かっているけれども、どれだけのキロメートルができていくかできていないか把握していないというのが、ちよつとこれもう本当に管理しているのかと。お金出しているわけですね、これは国の方から。一体どういうことなのかと思うんですけども、これは管理できていないんですか。

○政府参考人(室本隆司君) 先ほどお答えしましたとおり、箇所数で着工済みの区間を現在把握している状況でございます。

防潮堤については、海岸関係の所管四省庁で担当しておりますので、若干その辺りのその延長の集計には時間が掛かりますので、再度整理をして提出させていただきたいというふうに考えております。

○東徹君 これ、東日本大震災が起こったわけでありまして、全国的に被災地を何とか復興しないといけないというふうなことでやっているわけですから、しっかりとその辺のところまでも把握をしていっていただきたいというふうに思うわけでありまして、まずそこを。

地元調整未了、調整未了というのは調整できていない、できていないところが二十五か所あるということなんですけれども、その調整できていない理由、これは四年たつても、ここに防潮堤を付けないといけないけれども、調整ができていない、まだだめが立っていない、これが二十五

か所あるということなんですけれども、これはどういう理由からなんですかね。

○政府参考人(室本隆司君) 地元調整が未了である箇所が委員御指摘のとおり二十五か所ということでございますが、未着工の理由は、一つは背後の町づくり計画等がまだ策定されていないということ、それとの調整が必要になってくるというのが一点目でございます。

二点目は、防潮堤の高さを含めて地元住民と行政との合意形成に期間を要しているということなどでありまして、まだ着工していない区間、これが全部で百九十八か所ございますが、そのうちの百七十三か所は現時点において地元調整を了しているということで、全く地元調整がまだ終わっていないというところが二十五か所ということでございます。

○東徹君 まだその調整ができていないところが二十五か所あるということなんですけれども、災害はいつ来るかわからないわけですから、これは早くやっていかないとけないわけですから、これは、今おっしゃったように、町づくりの計画ができていない、それから高さをどうするかということと、高さがまだ決まっていなくてということとありますけれども、これは非常に深刻なことというふうに思っておりますが、町づくりの計画というものは、もうこれそんなに時間の掛かるものではない、これはもういじやないのかというふうに思っています、これが非常に不可解なんです。

もう一つは、高さがよく、どれだけの高さにするのかというところで、いや、やっぱり高さは要らないから避難路を付けてくれとか、何かそういう要望もあるというふうなことも聞いておりますし、その高さも、いや、もつと十メートルを超えらる高さにしてほしいとか意見もあるとかというふうなことも聞いております。

こういう調整、非常に大事だと思うんですけども、これは国としてこういった調整に協力していくということではできないんですか。

○政府参考人(室本隆司君) 基本的には、防潮堤

の整備の事業主体というのは県なり市町村だということ、事業主体が主体的にその辺の調整をやるということですが、私どもとしても、これは海岸の四省庁ができる限りそのアドバンス等最大限の支援をしていきたいというふうに考えております。

○東徹君 できる限り早く調整をしていただきたい、着工につなげていただきたいと思っております。

現在、未着工の地区が百七十三か所あるということであり、我が国では今年に入ってから震度四以上の地震が二十一回発生しており、また、先ほどの話もありましたが、口永良部島の噴火、地震、火山共に活動が活発になってきているのではないかとふうに思います。未着工の地区をそのままにしておくと、津波はもちろん、高潮の被害も懸念されるわけであり、できるだけ早く着工し完成させる必要があると思いますが、この未着工の地区、百七十三か所であり、すけれども、これはいつまでに完成させる見込みなのか、見込みをお聞かせいただきたいと思っております。

○政府参考人(室本隆司君) 先ほど申し上げたとおり、未着工の地区は百九十八か所ということでございまして、そのうちまだ地元調整が未了である地区が二十五地区ということでございまして、基本的に、この二十五か所について、被災三県から聞いているところによれば、平成三十年度までの完成を目指して、現在、海岸管理者である県、市町村が地元住民に対して丁寧な説明を行っているところと聞いております。

引き続き、海岸管理者には丁寧に対応していただくとともに、合意形成がなされた防潮堤について速やかに復旧復興が進むよう、最大限の支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○東徹君 今お答えになったのは二十五か所の話です、すね、二十五か所の話。

○政府参考人(室本隆司君) 未着工の箇所は百九十八か所でございます。そのうち百七十三か所が

既に地元との調整は終わっていると。あと残っているのは、設計なり、あるいは用地交渉、これを今やっているところでございます、それが整い次第、順次着工に移れるというふうな状況でございます。

まだ地元調整が終わっていない地区が二十五地区あると。これについては、先ほどの町づくりとの関連とかそういうものを早く整えた上で、設計、用地交渉、これを鋭意やってそれで着工に移れるというふうな状況になっております。

○東徹君 だから、地元調整が付いて、で、未着工のところが百七十三か所あるわけでしょう、百七十三か所。これがいつまでにできる見込みなんですかということをお聞きしているんですけれども。

○政府参考人(室本隆司君) 百七十三地区個別の着工の時期等は、この場でちよつと答えできないんですが、とにかく設計は、これは一定の期間があれば迅速に可能だというふうに考えております。用地交渉については、民地があるところについては、これは相手方がありますもの、すから交渉次第ということになるかと思いますが、いずれにしても、一番期間が掛かるのが地元住民等の合意形成ということでございまして、整い次第、早急に着工するよう県にも働きかけていきたいというふうに考えております。

○東徹君 ちよつと議論が噛み合っていないんですけれども、百七十三か所は、これは地元と調整が付いているわけですか、付いているということとは、もうこれ着工できるわけですか、すね。でも、未着工なわけですか、すね。

この未着工の部分が大体いつまでに、それは個別いろいろあると思いますけれども、全体が、その百七十三か所終わるのがいつ頃までに終わるというふうに見込んであるんですかということをお聞きしているんですけれども。

○政府参考人(室本隆司君) 先ほど申し上げたとおり、平成三十年度の完成、これを目指して県としては事業を推進しているというふうに聞いてお

ります。

○東徹君 平成三十年度ということであり、それから、そんなに時間がないわけであり、すけれども、本当に大丈夫なのかと、今数字を聞いてちよつと心配したんですが、平成三十年度ということであり、是非それに向けてやっていただきたいと思っております。

続きまして、噴火による降灰対策についてお伺いをしたいと思います。

御嶽山それから口永良部島の噴火など活火山の活動が活発になってきておりますが、噴火による火山灰、これが市街地へ降ってくると、直接人体への影響が生じることが懸念されるほか、特に東京湾岸など火力発電所の多い場所ではフィルターの目詰まりによる故障など、発電効率が大きく損なわれるという可能性があります。

このような事態に対してどのような対策を発電事業者者に促していくのか、お聞きしたいと思っております。

○政府参考人(三木健君) 電力の安定供給を確保する上で、様々な自然災害を想定し、対策を講じていくことは重要でございます。

そのため、経済産業省では、昨年、審議会におきまして、大規模噴火に対する電力会社の電気設備の体制や復旧対策の妥当性等について、富士山噴火の事態を想定し、確認、評価を行いました。御指摘の火山灰によるフィルターの目詰まりにつきましては、フィルターの交換体制の整備等により対応することが確認されております。

経済産業省としまして、自然災害に対する電気設備の対応力強化に引き続き取り組んでまいります。

○東徹君 フィルターを交換するということですが、すけれども、フィルターを交換するのに結構時間が掛かるというふうな聞いています、すけれども、その点、大丈夫なんですか。

○政府参考人(三木健君) 昨年の審議会におきまして、具体的には富士山ハザードマップ検討委員会報告書という内閣府でまとめたものがございま

して、宝永噴火という大規模な噴火も想定しながら対策を取っております。フィルターの交換に加工えまして、例えばフィルターの差圧の監視を強化する、あるいは発電機の出力を調整することで延命をする、そういう対策も含めまして審議会で御議論をいただいたところでございます。

○東徹君 じゃ、続きまして、市町村における業務継続計画、BCPについてお伺いをしたいと思います。

業務継続計画の策定は、災害時において、迅速に初動を進めて膨大な業務の優先順位を付けていく上で大変重要であるというふうに考えております。市町村の災害時業務継続計画は、現状では僅か一三%の市町村でしか策定されておられないということ、人口の少ないところほどなかなか策定が進んでいない状況にあるというふうに聞いております。

これに対して、今年五月に、内閣府の方では業務継続計画の作成ガイドというものを公表して、そして業務継続計画の策定又は見直しの参考にするよう通知されておりますけれども、早急に対応される必要があるということから、いつまでに全市町村が業務継続計画を策定するという見込みとどうか計画で考えておられるのか、まずお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(山谷えり子君) 大規模災害が発生した際、市町村は災害対応の主体として重要な役割を担うこととなっており、災害時に人、物、情報等が制約を受けた場合でも一定の業務を的確に行えるように業務継続計画を策定し、その対策を事前に準備しておくことが必要であると認識をしております。このため、首都直下地震緊急対策推進基本計画においては平成三十六年度までに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画においては平成三十五年度までに、それぞれ対象となる市町村全てで業務継続計画の策定を目標としていくところであり、す。

内閣府としましては、地方公共団体の業務継続計画の策定を支援するために、市町村のための業

務継続計画作成ガイドを策定、配付したところでありまして、今後、地方公共団体向けの説明会等の開催や市町村を含む地方公共団体の職員等に対する災害対策全般に関する研修を実施することとしております。これらを通じて、内閣府としては、市町村の業務継続計画の策定を支援してまいりたいと考えております。

○東徹君 災害時の業務継続計画、大変大事だというふうには思っております。なかなか作成ガイドだけでは進んでいかないだろうというふうな心配をしております。是非、研修等、人的な対応をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、もう時間がなくなりましたので最後の質問にさせていただきますと思いますけれども、石油輸送訓練について伺います。

広域大規模地震に備えるため、今年六月七日に資源エネルギー庁と四国経済産業局が、陸上自衛隊及び高知県と連携して、自衛隊への石油供給及び自衛隊による石油輸送訓練を行っております。

東日本大震災では、石油の輸送が困難となつて自家用車の運転が困難となるほか、自衛隊の人命救助活動のための燃料確保に支障が生じている可能性があったことから、高知での今回の訓練は、南海トラフ地震等の大規模地震に対して万全の備えを行う意味で有意義であつたというふうに思います。

このような石油輸送訓練、昨年は大阪と仙台で行われておりますけれども、今後、全国でどのように行っていく予定なのか、また民間事業者の協力を得て参加を促していくのか、伺いをしたいと思います。

あわせて、本訓練の実施については資源エネルギー庁と防衛省との間で調整が難航しているというふう聞いております。これは非常に重要な訓練であることから、速やかに全国で実施できるように調整を進めていただきたいと考えておりますけれども、この点について防衛省の見解も伺いたしたいと思います。

○政府参考人(住田孝之君) 資源エネルギー庁に

おきましては、昨年、地方経済産業局あるいは石油業界とともに、自衛隊が実施をいたします防災訓練に参画をいたしまして、燃料供給訓練をいたしております。

この訓練では、自衛隊の車両が民間の製油所などに入りまして石油を搬出をいたしまして、自衛隊の基地あるいは民間のガソリンスタンドに石油を輸送するという実践的な内容のものでございまして、議員御指摘のとおり、昨年は大阪と仙台、今年は今月、高知県で行つたところでございます。今回の訓練では特に、東日本の大震災のときにSが津波で被災をしたという教訓を踏まえまして、自治体が仮設のミニSSを設置をして、ドラム缶に詰めた石油を車両に給油するという訓練も行つたところでございます。

今後、各経済産業局単位でこうした訓練を全国展開をしようというふうに考えておりまして、現在、石油業界や自衛隊などの関係機関との調整を進めているところでございます。もちろん、御指摘のとおり、民間参加、元売、小売含めて、また十一月五日の津波防災の日なども意識をしながら、官民一体で取り組んでまいりたいと考えております。

○政府参考人(笠原俊彦君) お答えいたします。

先ほど経済産業省からも御説明がありましたとおり、六月七日に高知県で実施された防災訓練の中では、民間の製油所から総合防災拠点に自衛隊車両を活用してドラム缶に石油製品を充填して輸送を支援する訓練及び民間の製油所において自衛隊のタンク車に燃料を直接受領する訓練を実施したところでございます。こうした訓練は、大規模災害が発生した際の民間事業者による燃料輸送手段の確保が困難な事態において、自衛隊の車両を使用し、被災者への円滑かつ継続的な燃料供給及び救援活動に当たる自衛隊の部隊への燃料確保を目的としたものでございます。

実際の災害が発生した場合における自衛隊による燃料の輸送等については、緊急災害対策本部において、自衛隊に求められる人命救助や物資輸送

といった他の任務との優先順位を調整された上で行われることとなります。

防衛省・自衛隊としては、今後とも、緊急災害対策本部を通じて行われる調整の中で、資源エネルギー庁を含む関係機関との連携を図り、大規模震災を始めとする各種事態について、国民の期待に応えるべく引き続き万全な体制で対処をしてまいりたいと考えております。

○東徹君 時間ですので、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。

私は、口永良部島の噴火による避難生活の支援について今日はお尋ねをしたいと思います。五月の二十九日、昨年八月から心配をされてきた新岳の爆発によつて全島避難となつた住民の皆さんに改めて心からお見舞いを申し上げます。

本当に恐ろしい轟音と火砕流が向江浜に到達もした中で、やけどをされた方はあつたんですが、全島避難が無事に行われたと。ここには、昨年八月以来の地元の防災対策、それから避難計画の見直しや、この島でのコミュニティの力が本当に大きな役割を果たしたと思ふんですね。この経験に私たち深く学ぶ必要があると思ふんですが、今日お尋ねしたいのは、その避難からほぼ三週間がたつたとして、被災者の皆さんの避難生活というのは本当に窮乏した状況にあるかと思ふんです。

少し通告と順番違ふんですが、統括官に先にお尋ねしたいと思ふんですが、この間に四人の方が避難所から入院をしなければならぬというふうな状況にもなつています。ですから、安心してぐっすり眠る住まいの確保という国の支援は極めて重要だと思ふんですね。

先ほど、民間住宅の借り上げだったり、あるいは公営住宅の提供だったり、それから仮設住宅の建設の見通しについての御答弁ありましたから、確認を私、させていただきますと思ふんですが、

一つは、このコミュニティを本当に維持をしていくためにという思いで、いろんな迷いがあるながら屋久島での仮設住宅を選ぼうとしている方々がたくさんいらっしゃるわけですね。この皆さんが、仮設住宅に集会所を造つてほしいという要望があります。ですが、基準では五十戸以上じゃないと駄目みたいな話が一般論としてはあつて、先ほどのお話のような状況の中で、できないとなつたらこれはとてもないなど。集会所を是非造つてほしいということ。

もう一つは、今は大変な豪雨が島にも襲つていますが、先ほど、エアコンについて、国の基準によつて可能性はありますというお話があつたんですけど、可能性ということじゃなくて、これはもう要望はあるわけですから、つくるんですとはっきり御答弁いただきたいと思いますが、その二点、いかがでしょうか。

○政府参考人(日原洋文君) お答えいたします。

口永良部島の住宅の確保につきましては、今委員から御指摘のとおり、コミュニティの確保ということに非常に強く求められておりまして、そういう意味での仮設住宅の建設ということも求められているというふうに伺っております。

災害救助法に基づきます応急仮設住宅につきましては、地域のコミュニティを確保する等の目的で、十戸以上五十戸未満の仮設住宅を設置する場合には小規模な集会所として談話室を設けることができるというふうになっております。今回御要望があるものは、まだ確定ではございませんけれども、二十七戸というふうに伺っておりますので、談話室の設置というものを予定しているところでございます。また、建設する応急仮設住宅の各戸に附帯設備としてエアコンは設置する予定でございます。

いずれにしても、県、町とよく調整しながら適切に対応していきたいというふうに考えております。

○仁比聡平君 災害救助法は、被災者の皆さんが

本当に必要なとするもの、これは特別基準を作るとかいろいろな柔軟な運用をするとか、考え方はいろいろこちらの方で整理をして、とにかくそのニーズに応えるという精神だと思えますから、町とよく相談して、あらゆる支援を尽くしていただきたいと思います。

その避難生活の中で、島がどうなっているのかというところが、いつ帰れるのかというその思いと併せて大変な被災者の皆さんの課題なわけですが、この点について、衆議院で委員会の質問、あるいは参議院の本会議で山谷大臣にも御答弁いただきまして、口永良部島の現状を示す映像などを住民の皆さんに共有しようとして、気象庁やあるいは火山の専門家の皆さんにコメントもいただきながら、しっかりと疑問にも答え、その中から出てくる要望を国としても受け止めていくという御答弁をいただいているわけですので、大臣からもそうしたコーディネートに努めていきたいと思います。

気象庁長官、おいでいただいています、五月二十九日に実際に爆発して、三十日にかけて避難が完了して、その後、そうした情報の提供、そして気象庁の現地の職員の皆さんによる説明、その中で出されている主な疑問だとか要望だとか、御紹介いただければ端的にいただきたいと思えます。

○政府参考人(西出則武君) 気象庁では、現地に職員を駐在させて、情報の提供、火山の状況でありますとか、気象の状況もかなりニーズがございまして、提供してまいります。

その中で、屋久島町を通じてでございますけれども、住民の皆様方の要望をまとめてお聞きしていることがございまして、一番やっぱり大きかったのは、いつ帰島できるか、帰島するためにはどういう条件が必要なのか、あとは、その帰島のために関連することでございますけれども、天気はどうなっているのかというようにことを御質問、御要望いただいて、それに対する帰島のオペレーション

ションといえますか、それに当たってどういうことが必要かというところの考え方をまとめるに当たって気象庁としては御支援していると、そういうようなことをこれまでやってまいったところでございます。

○仁比聡平君 引き続き、現地の気象庁の職員の方、それから、必要となれば予知連などの火山の専門家の皆さんにも、直接住民の皆さんの疑問に答えたり、評価について本場に腑に落ちる御説明の機会などもつくっていただきたいと思うんですけれども。

ちよつと通告の順番が違いますが、大臣、そうしたコーディネートが私、本場に大事だと思うんです。加えて、今回の口永良部島からの全島避難というのは、屋久島に避難をしておられる方々にとっては、言わば目の前といえますが、この屋久島から見るところにふるさがあるわけですね。

この間、二回、一時帰島が消防団などの代表の方々によって取り組まれましたけれども、この一時帰島が十分に行われたということになれば、避難はしておかなければならないかもしれないけれども、島には帰れるという、そういう条件もあり得るわけですね。その大前提はもちろん安全の確保だと思えます。それを住民の皆さんが腑に落ちる形で行う上では、一層、今気象庁に御紹介いただいたような取組が必要になると思うんですけれども、大臣、御感想はいかがでしよう。

○国務大臣(山谷えり子君) 全島民が避難が実施できました、天候等に恵まれたということもありますが、自治体、関係機関、そしてコミュニティの力、防災教育、そして様々な防災対策の徹底があったというふうにも思っております。そして、様々な今要望をお伺いしているところでありますけれども、島を思う心の強さということを深く感じているところでございます。

内閣府としまして、このような町の取組等々、皆様のお心を聞きながら、お心に沿うように、複数の省庁にまたがる事項、所管が明確でない事項

については、町、県と各省庁の調整役として積極的に役割を果たしてまいりたいと思えます。

今、口永良部島の島民八十六世帯は、現在、屋久島に開設された三つの避難所、島内外の知人親戚宅のほか、町営住宅等で避難生活を送っております。屋久島町では、各避難所に二から四名の町の職員を常駐させ、要望、相談への対応や情報提供に努めています。例えば、当面の住まいの選択の一助となるよう、町が確保した公的住宅、民間賃貸住宅の場所、間取りなどの情報提供をきめ細かく行っておりますし、避難所以外に身を寄せられている住民の方々についても連絡先を把握し、情報提供を行っているところでございます。一時帰島の在り方についても、皆様のお心に沿いながら、もちろん安全確保が第一であります、きちんとコーディネートしてまいりたいと思えます。

○仁比聡平君 どうぞよろしくお願いしたいと思うんです。

その下で、家畜の避難が私、急務だと思っております。畜産部長においでいただいているんですけれども、先ほど御紹介にあったように、牛、豚、鶏あるいは馬が島に残っています。

私も、噴火の翌日、屋久島を訪ねたときに、お一人の牛の生産者の方にお会いをする機会がありまして、爆発して、山に放牧をしていたわけですね、その山の中にいて慌てて出てきたら大噴火になっているという下で、島から離れるのはもう本心に耐え難い思いだったんだけれども、説得をされて、本心に大切な牛を二十頭少し残してき

たとおっしゃるわけです。火山ガスやあるいは火山灰によって牛が食べる牧草が枯れてしまふんじゃないとか、あるいは灰をかぶつたものを食べて牛が健康を壊すんじゃないとか、噴火活動によって、湧き水を牛が飲むようにしているんですが、そこが大丈夫なのかとか、そうした状況が全く分からないまま、その方は一時帰島もできずに離れた本土に避難をするということになって、なりわいの根本を失ってしまった、だからどうし

てももう先のことを考えられないと、そういう状況になっておられました。

こうした心配をされている家畜を避難させるといことは大事だと思うんですが、まず、そうした生産者の方々が四人いらつしゃると思えます。どの地域にどんな方法での飼育をしておられるか、御紹介ください。

○政府参考人(原田英男君) 口永良部、大きく東と西に分けますと、島の西部、岩屋泊地区、新村地区でございますけれども、子牛四頭、種牛です、種雄牛一頭を含む牛が三十三頭、これを放牧をしております。東部の方、湯向地区でございますけれども、こちらには子牛九頭と種雄二頭を含みます牛二十七頭が、これも放牧でございます、馬一頭も放牧でございます。豚二十五頭と鶏三十一羽は舎飼いをしているということでございます。

○仁比聡平君 そうした家畜を避難させる上で、十二日、先週金曜日の一時帰島で町営フェリーが本村の港に着岸できるということが確認された。これはすごく大きな一歩なんです。ですから、この家畜をフェリーに、つまり放牧をされているものを集めてきて、フェリーに乗せて、どこに運ぶかというのが課題になるわけです。

牛については屋久島にある町営牧場に移せないかということが課題になっているわけですので、私はそれは現実にもう急いでやるべきだと思うんです。国としてどんな支援ができるでしようか。

○政府参考人(原田英男君) 今委員御指摘あったように、湯向地区からの道路は通れるということが確認されております、今回。それから、本村の港もフェリーが着きます。これは大変本当にいい話だと思っております。ただ、限りのある時間の中で、作業員の安全性を確保しながら、今委員御指摘の放牧地が四、五か所ある中で、雌牛、子牛、それとちよつと気の荒い種雄牛ですね、雄牛を安全に港まで持つてくるというオペレーションを、具体的にどういう運搬車を用意して、どういう作

業員でやっていくのかということ、これは我々の方でも、県や町の方には既にシミュレーションを作っていたかのようにお願いはしてござい

私も農林省も、例えば新燃岳の噴火のときには牛の運搬などにつきまして人を派遣してお手伝いをしておりますので、そういった意味でのオペレーションができれば、計画ができれば、そういった形で御支援が可能かと思っておりますけれども、いかんせん、短い時間の中でどういう形で安全性を確保しながらやっていくのか、これを県や町とよく連携を保ちながらお手伝いをしてまいりたいと思っております。

○仁比聡平君 その牛を始めとした家畜をどこに連れていくのか、残される家畜がないのか、あるいは、それを進めていく上での生産者の方々の意向をしつかりと踏まえていくことが必要であることなど、課題があると思うんですけれども、ちよつと今日時間があると思いますので、そうした課題を解決しながら是非御努力いただきたいとお願いをしておきたいと思っております。

一点だけ内閣府にお尋ねをしたいと思います、二回の一時帰島というのは、上陸できる時間が二時間ということになっているんですね。これを二時間というふうにご二回制約した原因は何かと。これは、先ほどの作業の時間のこととも考えると、もつと長い時間滞在できるようにならないか。それから、九電が停電したということがあつて、これが再び停電することのないように週に一度ぐら

いはメンテに行かなきゃいけないんじゃないのかということも少し伺っております、だったら、そういう際にもうちょっと長い時間の作業ができるようにならぬのかと。統括官、いかがでしょう。

○政府参考人(日原洋文君) お答えいたします。口永良部島では、依然として火山活動は高まった状態で噴火警戒レベル五が継続しております。このため、一時帰島を実施するに当たっては、入島時間を最小限として、火山活動の監視体制、緊急時の連絡体制、ヘリコプターによる上空監視な

どの緊急時救難体制等の安全確保措置を十分講じる必要があります。決して二時間ということが絶対というわけではないんですけれども、委員御指摘のとおり、六月一日には湯向地区が一時間半、本村地区が二時間でした。それから、六月四日の九電が入りましたときは、ちよつと作業に時間を要したということ

で二時間半。それから、六月十二日は比較的点検がすぐに済んだということで一時間十分あるいは一時間四十分ということを入れております。いづれにいたしましても、安全確保をよく確認しながら、必要最小限という中でどこまで作業ができるかということをよく検討してまいりたいというふうに思います。

○仁比聡平君 つまり、安全確保のためのヘリでの監視とか、そういう条件を整えればもう少し長い時間作業は可能だということなんじゃないかと思うんです。こもよく相談をいただきながら進めていただきたいというふうに思います。今日、もう一問聞いておきたいのは、被災者生活支援法の関係なんです。生活支援金の給付が制度によってできるわけですが、この制度に

おいて長期避難世帯という概念があります。この長期避難世帯というのは、政令によりますと、「火砕流等の発生により、住宅に直接被害が及んでいるか、又は被害を受けるおそれがあるなど世帯に属する者の生命又は身体に著しい危険が切迫していると認められることから、当該住宅への居住が不可能な状態が既に継続しており、かつ、その状態が引き続き長期にわたり継続する可能性

の支給をできるように進めるべきだと思っておりますけれども、統括官、まずいかがですか。

○政府参考人(日原洋文君) 被災者生活支援法の適用としてしましましては二段階ありまして、まず、災害として、非常に被災市町村や都道府県のみでは対応が困難な著しい被害を及ぼす一定規模以上の自然災害であるかどうかという基準がござい

ます。その中で十世帯以上の被災というのが要件になっております。その認定をされた後、対象となる世帯はどうなるかということについては、長期避難世帯というのが対象になっているというこ

とで、まずその自然災害が対象となるかどうかというのが課題になっております。現在、口永良部島の噴火災害につきましては、火山活動が継続中でありまして、詳しい住家被害の調査が行われていないものですから、これによりまして支援法の対象になり得るものであれば直ちに適用を考えてまいりたいというふうに思っております。

○仁比聡平君 いや、統括官から今、その制度の説明があつたんですけれども、十世帯というふう

に言われるけれども、皆さん、どう思われます。口永良部島というのは離島で、八十六世帯なんです。八十六世帯のうち十世帯が全壊になつてい

なかつたら支援金は渡さないなんといつて、長期避難しなきゃいけないのに何でその支援が行かないのか、それで共助だと言えのかというのが、私、大臣に問いたいですよ。

この適用要件の私は抜本的な見直しをそもそも求めてきましたけれども、現にある口永良部島からの避難が長期化するのではないかと、な

ら避難が長期化するのではないかと、な

ら避難が長期化するのではないかと、な

被災状況の調査というのをまだ行われておりま

ので、支援法の対象の是非については、まず状

況を確認してからというふうに思います。

しかしながら、いづれにしても、避難者の方々

が一日も早く日常の生活に戻れるように、屋久

今回は噴火の有無を地元住民の第一報に頼ったわけであります。

五十火山の監視に不安を持たざるを得ないわけでありますが、そこで、残りの六十の火山について、現時点での監視体制はどうなっているのか、危険がないということなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(西出則武君) 全国百十の火山のうち、今御案内のとおり、四十七プラス新たに付け加える三山を含めて五十の火山については、常時監視体制を整え、また整えつつあるところでございます。一方、それ以外の六十の活火山についてでございますけれども、これらについては、全国の地震活動の監視のために展開している地震計のネットワークを用いまして、火山周辺の地震活動を監視しておるところでございます。また、現地に気象庁職員が出向いて計画的に調査観測というものも行っております。その場合に、火山活動の活発化が見られる場合においては、臨時に地震計の増強でありますとか現地調査を行うなど、監視体制を強化することとしているところでございます。

今後とも、気象庁では、全国の活火山の活動をしっかりと見てまいりたいと思っております。

○田中茂君 先ほども言いましたが、地元の監視がいかに重要か、浅間山の一件を見ても分かるんですが、今回、火山情報連絡員制度というものを整備するという事になっておりますが、是非ともその辺は期待したいと思っております。

そこで、次に質問させていただきますが、今お配りさせていただいている五月二十五日の福岡管区気象台・鹿児島地方気象台と、五月二十二日から二十八日の週間火山概況資料をお配りしておりますが、非常にこれ、私見しまして、先ほどちょっとお話しされていた機動調査班の方が書かれた部分が二十五日だと思んですが、大変興味を持って読ませていただきました。

先日群馬でひょうが降って突風が吹き荒れ、相当な被害が出ましたが、その際にも機動調査班

が出ていたと記憶しております。そこで、この現地調査を行う機動調査班、もちろん口永良部島でも機動調査班が出ておったわけですが、火山の調査班はどのような基準で選ばれ、何人体制で行われているのか、また機動調査班の現地調査の意義を教えてくださいませんか。

○政府参考人(西出則武君) 機動調査班、火山の場合には、気象庁の、東京でありますとか、あと札幌、仙台、福岡の各火山監視・情報センターに人員を配置してございまして、実際に現地に派遣する基準は、活動状況に応じて、人数もその状況に応じてございまして、基本的には複数の人間が参るということになっております。

現地調査の意義でございすけれども、火山の場合には、火山活動が活発化した場合など、現地での調査を通じて火山の状況をより詳しく把握するためという目的で機動観測班を派遣し、現地で観測に当たらせております。

例えば、口永良部島につきましては、昨今八月三日の噴火以降、噴火警戒レベルを三に引き上げたことから、火山活動をより的確に把握するため、機動班により随時観測を強化しております。さらに、今年の三月二十四日から二十七日にかけて、火映という、噴気、噴煙に火口内の熱い状況が赤く映るという、その火映という現象が観測されましたので、今度は機動班を現地に常駐させまして監視を強化しております。五月二十九日の噴火以降も、機動観測班により随時、上空からの火口観測又は船上からの火山ガス観測などを行っているところでございます。

なお、機動観測班は、火山活動の状況について現地で地元自治体や住民への説明も行っているところでございます。今後も引き続き、現地の監視を行うとともに、地元住民の方々に適時に説明をさせていただきたいと考えております。

○田中茂君 これを見ますと、確かに、その口永良部島での観測、機動観測・調査班は結構いろんなことで詳しくやっていらつしやると、そう思っております。特にこの赤線を引いた部分なんです

が、先ほども火映とおっしゃったんですが、昨日も浅間山で火映が超高度カメラで映像として映ったわけですが、そういう状況があったわけですね、この段階で。これは二十五日です。その後の週間のこのお配りしたやつは、二十二日から二十八日、ちょうど噴火の前日ですね、その二十八日にこれ発表されている。

これを見ますと、あと、その下にも、二十二日から二十五日にかけて風下側で明らかに感じる臭気が認められたとも調査班のレポートであるわけですが、もう一つ、これは線を引いていませんが、二酸化硫黄の放出量、一日当たり五百トンから一千トン、前日十七日が一十二百トンとやや多い状態でした。先ほどちょっとお話がありました、今現在が千二百トン、二酸化硫黄の放出量が、おっしゃっていましたですね。この段階でこういう状況で、週間の方もそういう状況を説明されてい

す。こういう中でなぜ警戒レベルを上げなかったのか、お聞かせいただけないでしょうか。この段階では三ですね、せめて四にレベルを上げることではできなかったんですか。

○政府参考人(西出則武君) 噴火警戒レベルとそれに伴う防災対応については、各火山の特性を踏まえて、地元の防災協議会において協議して定め

ておるところでございます。

口永良部島では、ここにありますが、五月二十三日になって島の直下を震源とする震度三の火山性地震が発生しました。そのため、噴火警戒レベルの引上げについて、口永良部島に詳しい火山専門家が地元自治体と直ちに詳細な検討を行いましたところ、その結果、島内の浅い場所、二キロより浅いところというイメージでございすけれども、を震源とする有感地震がその後二十四時間以内に複数回発生した場合には警戒レベルを四にしようというところ、昨年八月の噴火と同程度の噴火が地震の発生なくして発生した場合には、その後の噴火の規模の拡大の可能性も十分にあるということ

を考えて警戒レベルを五にすると、そういう考え

方を整理しまして、同日、地元の火山防災協議会に説明し、共有するとともに、住民説明会を実施しました。

結果的には、五月二十三日以降、有感地震が再び発生することがありませんでしたが、二十九日九時五十九分に噴火したことから、火砕流の状況等を把握して、直後の十時七分に噴火警戒レベルを五とした噴火警報を発表したところでござい

す。

○田中茂君 今回は人的被害、やけどの方一人除いて被害者何も出ることがなく、また全島民の避難が無事終わったということもあり、噴火予知ができなかったことは問題になっておりませんが、事前の避難が必要だったという指摘もあります。そこで、警戒レベルの上げ下げの判断は誰がどのようにして行っているのか、お聞かせいただ

きませんか。

○政府参考人(西出則武君) 噴火警戒レベルを導入した火山につきましては、当該火山の過去の噴火事例等に基づきまして、火山専門家の御意見も聞きながら地元と協議をしまして、火山性地震の発生回数や地殻変動の有無などについて火山ごとに各レベルの基準を設定しております。

火山性地震の発生回数等があらかじめ定められたこの基準に達した場合には、若しくはそれに近づいた場合には、火山専門家の御意見も聞きながら、速やかにレベルを引き上げることとしております。活動が低下してそのレベルを引き上げる前の火山活動状況になった場合には、同様に火山専門家の御意見を聞きながら、レベルを引き下げ

おるところでございます。

今後とも、適切なレベルの運用に努めてまいりたいと思っております。

○田中茂君 この報告書を見ますと、一応火山専門家というのか、東京大学の理学系研究科、京都大学の防災研究所及び屋久島の人が相談して決めます。そういう中で、二〇一四年八月三日と同程度の噴火の可能性、そして爆発力が強い噴火や規模の大きな噴火に移行する可能性をもうこ

で言及されているわけですね。だったら、せめてレベル一つ上げるぐらいの準備があつてもよかつたのではないかと私は思うんですが、この件については別の機会でもまた質問させていただきます。

次に質問させていただきますが、この同じ解説情報で、先ほども言っていました機動調査班の実施した現地調査の中に、臭気について触れておられます。この臭気というのは、私、非常に大事ではないかと思うんですね。

有珠山の場合も事前避難が非常にうまくいった例がありますが、あのとき、北大の岡田教授でしたか、が臭気を非常に感じた、実際、現地見て、そういう亀裂とか割れ目が出ていたと、そういう話もされていたと記憶しておるんですが、そういうふうに行かなければならないというのがあるわけで、何度も行かなければ比較できないと。つまり、今回の浅間山も同様なんです。現地観測が極めて重要だと、そう思っております。臭気に限らず、現地観測の重要性をどう考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(西出則武君) 御指摘のとおり、五月二十五日発表の解説情報において、現地観測の結果を踏まえて、風下側で明らかに感じる臭気が認められると、こう記述しているところでございます。

火山活動を正確に把握するためには、各種の観測機器によるデータの収集とともに、火山活動が活発化した場合には、直接現地に outgoing、火山の状況をより具体的に把握していくことが極めて重要です。そのため、気象庁では、火山活動が活発化した場合等においては、機動観測班を現地に派遣し、火山ガス等の観測を行うとともに、ふだん火山に接している地元の方との関係者から状況を聞き取るなどをしております。

今後とも、現地での観測の重要性に鑑み、適切に機動観測を実施してまいりたいと思っております。

○田中茂君 今ちょっと話しましたが、有珠山の

噴火予知について質問させていただきます。

二〇〇〇年三月三十一日、町民やマスコミが見守る中で有珠山が水蒸気爆発をしたわけであり、有珠山付近の危険地域の住民一万人余りです。既に二十九日に発表された気象庁による緊急火山情報を受けて避難していたこととありました。この発表は、北海道大学有珠火山観測所からの百四十四時間以内の噴火するとの予告を受けて行われたと、そのように理解しております。当時、北海道大学の、先ほど言いましたが、地震火山研究観測センターの岡田弘教授による会見が随時行われたことと、つまり、有珠山にある北大観測センターの予告により、住民被害に及ばなかったわけでありました。

火山研究は、火山に密着した研究者の調査がいかに重要であるかを証明したのではないかと、そう思っております。いわゆるホームドクター的な火山研究者の存在が大事ではないかと、そういうふうにも思いますが、もちろん、規模でいえば、有珠山が一万人、今回の口永良部島は百三十七人でありましたので、一つの島と地域が限定されており、その意味でも有珠山のケースとは異なることは承知しております。また、避難勧告は地域住民に負担を掛けることであり、間違つた場合のことを考えると、極めて困難な決断であることは十分理解しております。

有珠山ではなぜ噴火予知ができたのか、そして、実際、気象庁は避難勧告を出すことができたのか、ほかに過去の事例はあるのか、教えていただきたいと思います。

○政府参考人(西出則武君) 先ほども申しましたように、活動を判断するにおいては過去の事例といたしまして、非常に重要でございます。有珠山の場合には、人に感じるような火山性地震が多発したときには、過去には噴火しているという事例、経験が数多くございました。

平成十二年三月の有珠山の噴火においても、四日前から体に感じる地震を含め火山性地震が多数発生しており、今申しました過去の知見から噴火

の可能性が高いと判断して、噴火の二日前に緊急火山情報を発表し、住民等約一万五千人が事前に避難しております。

他の事例といたしましては、浅間山でございます。平成二十一年二月の浅間山の噴火では、火山性地震の増加や山体の膨張を示す傾斜変化がございました。噴火警戒レベル三の火口周辺警戒を發表した翌日に噴火が発生しました。

一方で、火山全体に関する知見、個々の火山に関するデータの蓄積等、科学的水準から火山活動の変化があつた場合に噴火に至るか否かの判断が困難な場合もあるというのは事実でございます。

今後、噴火予知に関する研究の成果を取り入れまして、観測データを着実に蓄積して、より適切な火山活動の評価を行つてまいりたいと思っております。

○田中茂君 今回は、口永良部島では百三十七人ですが、一万人とか一万五千とか人が多い場合には避難というのとはなかなか時間が掛かるし、なるべく余裕があつた方がいいわけで、一日でもあれば、昔、伊豆大島ですか、一九八六年、大島の三原山の場合は、噴火から十三時間四十分、たった十三時間四十分ですか、それで一万三千人を避難させたという例もありますが、それはまれな例だと思ひます。そういう場合で、とにかく一万人といたうのはかなり多い数で、人数が多くなればなるほど避難には時間が掛かるわけですから、なるべく避難勧告というのとは速やかに事前に上げていただければと、そう思っております。

次に、避難生活について、先ほど仁比先生もちょっと触れておられましたが、これは次の法案に関係するので、この場では若干違うのかもしれないが、多分、避難生活は長引く可能性もあるのではないかと思ふわけです。

というのは、GPSによる観測では、去年暮れからこれまでに口永良部島の地下には四百立方メートル前後のマグマがたまつていて、そういう可能性があると、今回の噴火で噴出したマグマの量は百万立方メートル以下と見られて

いるということを聞いております。火山噴火予知連絡会は、口永良部島ではマグマの大半が地下に残っていると考えられ、今後も先月の噴火と同じ程度の規模の大きな噴火が起きるおそれがあり、火山活動が長期化する可能性があると、そう言っております。

過去においても、火山噴火による避難生活は長引いているわけでありまして。先ほど言いました一九八六年の十一月の伊豆大島三原山の噴火では全島避難が行われて、避難した約一万人の島民の方、この方たちも避難生活は一月に及んでおります。また、二〇〇〇年九月の三宅島の噴火、これも全島避難指示により約三千八百九十五人、この方たちも四年五か月避難されております。あと、これは若干違うと思うんですが、東日本大震災また原発事故によつて避難生活も四年三か月になるわけです。

避難者にとつて何が一番大事かという、自分の生れたふるさと、育つたふるさとから離れることがどんなにつらいか、自分たちのアイデンティティーの原点になつていようとする場所から離れる、それも数年にわたつて離れるということ、これは政治家にとつても、そういう状況をつくつたというのは最大の屈辱だと思ふなくちゃいけないと、私はそう思っております。

そういう中で、今回の法律改正、火山対策ではあります。避難計画の中には長期化する避難生活の在り方も加えるべきではなかったのか、そう思っております。それを別途とするなら、今後はどのように考えていくのか、大臣にこの辺をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(山合えり子君) 活動火山対策特別措置法の一部改正法案では、火山の特性に応じた具体的な避難計画を地域防災計画に位置付けることを義務付け、その策定を強力に推進することとしております。この避難計画というのは、人的災害防止のための計画であり、噴火時の情報伝達体制や緊急の避難場所やそこへ至る避難経路、避難手段など、まずは命を守るための事項を定めること

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第一三三〇号 平成二十七年五月二十六日受理
被災者生活再建支援金を五百万円に引き上げることに関する請願
請願者 東京都足立区 田久保喜美子 外
三百三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第一三三二号 平成二十七年五月二十六日受理
被災者生活再建支援金を五百万円に引き上げることに関する請願
請願者 京都府八幡市 長井節子 外三百
十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第一三三三号 平成二十七年五月二十六日受理
被災者生活再建支援金を五百万円に引き上げることに関する請願
請願者 和歌山県田辺市 植田純子 外三
百三名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第一三三三三号 平成二十七年五月二十六日受理
被災者生活再建支援金を五百万円に引き上げることに関する請願
請願者 愛媛県宇和島市 奥田喜久美 外
三百三名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第一三三四号 平成二十七年五月二十六日受理
被災者生活再建支援金を五百万円に引き上げることに関する請願
請願者 京都府八幡市 鈴木和代 外三百
三名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

六月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案

活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 基本指針（第二条）

第三章 円滑な警戒避難の確保

第一節 警戒避難体制の整備等（第三条 第十一條）

第二節 情報の伝達等（第十二條）

第四章 避難施設の整備その他の事業の実施等（第十三條 第二十八條）

第五章 調査及び研究その他の措置（第二十九條 第三十一條）

附則

第一章 総則

第一条中「ついで」の下に、「活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定するとともに、警戒避難体制の整備を図るほかを加え、

「住民等」を「住民、登山者その他の者（以下「住民等」という。）に改める。

第二十二條を第三十一條とし、第二十條及び第二十一條を削る。

第十九條の見出し中「整備」を「整備等」に改め、同条第一項中「整備」の下に、「大学その他の研究機関相互間の連携の強化並びに火山現象に

関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び

び確保を加え、同条第三項中「火山現象により」を「火山の爆発により」に、「及び」を「又は」に、「とする」を「を含む」に、「その協議会は、火山対策」を「都道府県防災会議の協議会は、活動火山対策」に改め、同条第三十條とする。

第十八條を第二十九條とし、第十七條を第二十八條とし、同条の次に次の章名を加える。

第五章 調査及び研究その他の措置

第十六條を第二十七條とし、第十三條から第十五條までを十一條ずつ繰り下げる。

第十二條第一項中「内閣総理大臣は」の下に、「基本指針に基づき」を加え、同条第二項中「降灰防除地域を指定しよう」を「前項の規定による指定をしよう」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第三條第三項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

第十二條を第二十三條とする。

第十一條第二項中「前項」を「第十八條第一項の規定は、前項」に、「ついで」は、第七條第一項の規定を「ついで」に改め、同条を第二十二條とする。

第十條中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条を第二十一條とし、第九條を第二十條とする。

第八條第一項及び第二項中「都道府県知事は」の下に、「基本指針に基づき」を加え、「以下この条」を「第四項」に改め、同条第三項中「都道府県知事は」の下に、「基本指針に基づき」を加え、「以下この条」を「次項」に改め、同条を第十九條とする。

第七條を第十八條とし、第四條から第六條までを十一條ずつ繰り下げる。

第三條第一項中「避難施設緊急整備地域の」を「前条第一項の規定による避難施設緊急整備地域の」に改め、「関係都道府県知事は」の下に、「基本指針に基づき」を加え、「すみやかな」を「速やかな」に改め、同条第二項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第四項中「を變更する場合」を「の變更」に改め、同条を第十四條とする。

第二条第一項中「内閣総理大臣は」の下に、「基本指針に基づき」を加え、「及び」を「又は」に改め、同条第二項中「避難施設緊急整備地域を指定しよう」を「前項の規定による指定をしよう」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第三條第三項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

第二条を第十三條とし、第一条の次に次の二章及び章名を加える。

第二章 基本指針

第二条 内閣総理大臣は、火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策（火山の爆発その他の火山現象により生ずる被害を防除し、又は軽減するための対策をいう。以下同じ。）の総合的な推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 活動火山対策の推進に関する基本的な事項

二 次条第一項の規定による火山災害警戒地域の指定、第十三條第一項の規定による避難施設緊急整備地域の指定及び第二十三條第一項の規定による降灰防除地域の指定について指針となるべき事項

三 第十四條第一項の規定による避難施設緊急整備計画の作成並びに第十九條第一項から第三項までの規定による防災官農施設整備計画、防災林業経営施設整備計画及び防災漁業経営施設整備計画の作成について指針となるべき事項

四 前三号に掲げるもののほか、活動火山対策の推進に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央防災会議の意見を聴かなければ

ればならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

第三章 円滑な警戒避難の確保

第一節 警戒避難体制の整備等

(火山災害警戒地域)

第三条 内閣総理大臣は、基本指針に基づき、かつ、火山の爆発の蓋然性を勘案して、火山が爆発した場合に住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域で、当該地域における火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、中央防災会議及び関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該指定に係る警戒地域を公示しなければならぬ。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、内閣府令で定めるところにより、関係都道府県知事及び関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の変更又は解除について準用する。

(火山防災協議会)

第四条 前条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、当該警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための協議会（以下「火山防災協

議会」という。）を組織するものとする。

2 火山防災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該都道府県の知事及び当該市町村の長

二 警戒地域の全部若しくは一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長若しくは地方気象台長又はその指名する職員

三 警戒地域の全部若しくは一部を管轄する地方整備局長若しくは北海道開発局長又はその指名する職員

四 警戒地域の全部若しくは一部を警戒区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長

五 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長

六 当該市町村の消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）

七 火山現象に関し学識経験を有する者

八 観光関係団体その他の当該都道府県及び市町村が必要と認める者

3 火山防災協議会において協議が調つた事項については、火山防災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、火山防災協議会の運営に関し必要な事項は、火山防災協議会が定める。

（都道府県地域防災計画に定めるべき事項等）

第五条 都道府県防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項の都道府県防災会議をいう。以下同じ。）は、

第三条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、都道府県地域防災計画（同法第四十

条第一項の都道府県地域防災計画をいう。次項及び第九条において同じ。）において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。

一 火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

二 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。以下同じ。）又は市町村防災協議会の協議会（同法第十七条第一項の市町村防災協議会をいう。第十條第二項において同じ。）が次条第一項第二号及び第三号（これらの規定を第十條第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を定める際の基準となるべき事項

三 避難及び救助に関し市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

五 都道府県防災会議は、前項の規定により都道府県地域防災計画において同項各号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、火山防災協議会の意見を聴かなければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とする。

二 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。以下同じ。）又は市町村防災協議会の協議会（同法第十七条第一項の市町村防災協議会をいう。第十條第二項において同じ。）が次条第一項第二号及び第三号（これらの規定を第十條第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を定める際の基準となるべき事項

三 避難及び救助に関し市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

五 都道府県防災会議は、前項の規定により都道府県地域防災計画において同項各号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、火山防災協議会の意見を聴かなければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とする。

六 市町村防災会議（災害対策基本法第十四条第一項の市町村防災会議をいう。以下同じ。）は、

第三条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（災害対策基本法第四十二條第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。

一 前条第一項第一号に掲げる事項

二 警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項

三 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

四 災害対策基本法第四十八條第一項の防災訓練として市町村長が行う火山現象に係る避難訓練の実施に関する事項

五 警戒地域内に次に掲げる施設（火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものに限る。）がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 索道の停留場、宿泊施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で政令で定めるもの

ロ 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるもの

六 救助に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第五号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、火山現象の発生時における同号の施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として同項第五号の施設の所有者又は管理者への火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めなければならない。

3 前条第二項の規定は、市町村防災会議が第一項の規定により市町村地域防災計画において同項各号に掲げる事項を定め、又は変更しようとする場合について準用する。

（住民等に対する周知のための措置）

第七条 警戒地域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、内閣府令で定めるところにより、火山現象の発生及び推移に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

（避難確保計画の作成等）

第八条 第六條第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた同項第五号の施設（以下この条において「避難促進

認められるものに限る。）がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 索道の停留場、宿泊施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で政令で定めるもの

ロ 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるもの

六 救助に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第五号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、火山現象の発生時における同号の施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として同項第五号の施設の所有者又は管理者への火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めなければならない。

3 前条第二項の規定は、市町村防災会議が第一項の規定により市町村地域防災計画において同項各号に掲げる事項を定め、又は変更しようとする場合について準用する。

（住民等に対する周知のための措置）

第七条 警戒地域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、内閣府令で定めるところにより、火山現象の発生及び推移に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

（避難確保計画の作成等）

第八条 第六條第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた同項第五号の施設（以下この条において「避難促進

施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、内閣府令で定めるところにより、避難訓練その他火山現象の発生時における当該避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下この条において「避難確保計画」という。）を作成しなければならない。

2 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。当該避難確保計画を変更したときも、同様とする。

3 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

4 市町村長は、前二項の規定により報告を受けたときは、避難促進施設の所有者又は管理者に対し、火山現象の発生時における当該避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができ。

5 避難促進施設の所有者又は管理者の使用人その他の従業者は、避難確保計画の定めるところにより、第三項の避難訓練に参加しなければならない。

6 避難促進施設の所有者又は管理者は、第三項の避難訓練を行うときは、避難促進施設を利用する者に協力を求めることができる。（警戒地域以外の地域における警戒避難体制の整備）

第九条 火山の爆発により住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域（警戒地域に該当する地域を除く。以下この条において「準警戒地域」という。）をその区域に含む都道府県の都道府県防災会議及び準警戒地域をその区域に含む市町村の市町村防災会議は、それぞれ都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画において、火山現象の発生及び推

移に関する情報の収集及び伝達、避難、救助その他準警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めなければならない。（都道府県防災会議の協議会等が設置されている場合の準用）

第十条 第五条及び前条の規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により火山の爆発による人的災害の防止又は軽減を図るため同項の都道府県防災会議の協議会（第三十条第三項において単に「都道府県防災会議の協議会」という。）が設置されている場合について準用する。この場合において、第五条第一項中「都道府県防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項の都道府県防災会議）」とあるのは「都道府県防災会議の協議会（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十七条第一項の都道府県防災会議の協議会）」と、「都道府県地域防災計画（同法第四十条第一項の都道府県地域防災計画）」とあるのは「都道府県相互間地域防災計画（同法第四十三条第一項の都道府県相互間地域防災計画）」と、同条第二項及び前条中「都道府県防災会議」とあるのは「都道府県防災会議の協議会」と、「都道府県地域防災計画」とあるのは「都道府県相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

2 第六条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により火山の爆発による人的災害の防止又は軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第六条第一項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項の市町村防災会議の協議会をいう。以下同じ。）」と、「市町村地域防災計画（災害対策基本法第四十二条第一項の市町村地域防災計画）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項の市町村相互間地域防災計画）」と、同条第二項及び第三項並びに前条中「市町村防

災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、第六条第二項及び第三項、第七条、第八条第一項並びに前条中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。（登山者等に関する情報の把握等）

第十一条 地方公共団体は、火山現象の発生時における登山者その他の火山に立ち入る者（以下この条において「登山者等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山者等に関する情報の把握に努めなければならない。

2 登山者等は、その立ち入ろうとする火山の爆発のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保その他の火山現象の発生時における円滑かつ迅速な避難のために必要な手段を講ずるよう努めるものとする。

第十二条 気象庁長官は、火山現象に関する観測及び研究の成果に基づき、火山の爆発から住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、火山現象に関する情報を関係都道府県知事に通報しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による通報を受けたときは、地域防災計画（災害対策基本法第二十条第十号に規定する地域防災計画をいう。次項において同じ。）の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対処するべき措置について、関係のある指定地方公共機関（同条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。）、市町村長その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

3 市町村長は、前項の通報を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該通報に係る事項を関係機関及び住民、登山者その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民、登山者その他関係の

ある公私の団体にに対し、予想される災害の事態及びこれに対処するべき措置について必要な通報又は警告をすることができる。

第四章 避難施設の整備その他の事業の実施等

附則第二項及び第五項中「第十三条」を「第十四条」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の活動火山対策特別措置法（以下この条において「旧法」という。）第二条第一項の規定により指定されている避難施設緊急整備地域は、この法律による改正後の活動火山対策特別措置法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により指定された避難施設緊急整備地域とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の規定により作成されている避難施設緊急整備計画については、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに新法第十四条第四項の規定により変更されたときは、その変更された日の前日）までの間は、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に旧法第八条第一項の規定により作成されている防災営農施設整備計画については、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに新法第十九条第六項の規定により変更されたときは、その変更された日の前日）までの間は、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧法第八条第二項の規定により作成されている防災林業経営施設整備計画については、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに新法第

十九条第六項の規定により変更されたときは、その変更された日の前日)までの間は、なお従前の例による。 5 この法律の施行の際現に旧法第八条第三項の規定により作成されている防災漁業経営施設整備計画については、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに新法第十九条第六項の規定により変更されたときは、その変更された日の前日)までの間は、なお従前の例による。 6 この法律の施行の際現に旧法第十二条第一項の規定により指定されている降灰防除地域は、新法第二十三条第一項の規定により指定された降灰防除地域とみなす。 (政令への委任) 第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 (検討) 第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正) 第五条 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。 附則第五項中「第十三条」を「第二十四条」に改める。 (災害対策基本法の一部改正) 第六条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。 第四十一条第五号中「第三条第一項」を「第十四条第一項」に、「第八条第一項」を「第十九条第一項」に改める。 (内閣府設置法の一部改正) 第七条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。 第四条第三項第十三号を次のように改める。	十三 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第二条第一項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定に関すること並びに同法第三条第一項に規定する火山災害警戒地域、同法第十三条第一項に規定する避難施設緊急整備地域及び同法第二十三条第一項に規定する降灰防除地域の指定に関すること。		
新法第二十三条第一項の規定により指定された降灰防除地域とみなす。			
この法律の施行の際現に旧法第十二条第一項の規定により指定されている降灰防除地域は、新法第二十三条第一項の規定により指定された降灰防除地域とみなす。			
政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。			

平成二十七年六月二十九日印刷

平成二十七年六月三十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P